

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	民生委員推薦会費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	木村	内線	2614
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	民生委員推薦会費（01-03-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	21 年度	根拠	民生委員法、民生委員法施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	地方自治法第202条の3に基づく附属機関として、民生委員・児童委員の選任にあたり、社会的要請に即応した的確な民生委員候補者を選出することを目的とし設置する。				
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：平成22年10月1日～平成25年9月30日] 1. 社会福祉団体の代表者 荒川区高齢者クラブ連合会理事長、心身障害児者福祉連合会会長 2. 社会福祉事業実施関係者 上智社会事業団理事長、荒川区社会福祉協議会事務局長 3. 教育に関係のある者 荒川区社会教育委員、私立真成幼稚園園長 4. 学識経験者 荒川区商店街連合会会長、荒川区町会連合会会長 5. 区議会議員 福祉・区民生活委員会委員長、副委員長 6. 民生委員 荒川区民生委員・児童委員協議会会長、副会長 7. 関係行政機関の職員 福祉部生活福祉課長、子育て支援部子育て支援課長				
内容	民生委員・児童委員に欠員が生じた場合に、推薦会を開催し、候補者を決定し、東京都知事あて推薦する。会議は非公開とする。委員の半数以上の出席で成立。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。 4月1日、7月1日、10月1日、翌1月1日（ただし、25年度は一斉改選年につき4月1日、7月1日、12月1日） 〈開催実績〉平成24年度 第1回：4月16日 長期間欠員だったことによる欠員補充委員1名の推薦 第2回：7月17日 退任（死亡）による欠員補充委員1名の推薦 主任児童委員が民生委員になったことによる、主任児童委員の欠員補充委員1名の推薦 東京都民生委員・児童委員選任要綱 年齢（委嘱日現在） 【民生委員】 新任67歳未満、再任73歳未満 【主任児童委員】 55歳未満				
経過	昭和21年10月「方面委員令」と「民生委員令」の制定により民生委員の公平かつ民主的な人選を図るために設けられた組織である。昭和23年7月「民生委員法」の公布、昭和28年8月改正により、民生委員推薦会の組織改正、平成12年6月改正により推薦会委員の要件等の改正が行われた。				
必要性	法令に基づき必置である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	440	263	263	441	263	263	437	
①決算額（25年度は見込み）	366	146	1	330	181	128	437	
②人件費等	2,647	3,388	3,258	3,174	3,237	1,239		
③減価償却費				1,453	1,400	484		
【事務分担量】（%）	31	40	40	50	45	15		
合計（①+②+③）	3,013	3,534	3,259	4,957	4,818	1,851	437	
国（特定財源）								
都（特定財源）	365	146	0	411	246	164	411	
その他（特定財源）								
一般財源	2,648	3,388	3,259	4,546	4,572	1,687	26	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
開催回数	5回	2回	0回	5回	3回	2回	5回	
委員報酬（単価）	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	
民生委員・児童委員定数（年度末）	198	198	198	200	200	200	200	
主任児童委員定数（年度末）	14	14	14	15	15	15	15	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	委員報酬	173	委員報酬	124	委員報酬
食料費	当日賄い	6	当日賄い	4	当日賄い	11	
役務費	郵便料	2	郵便料	1	郵便料	5	
使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料		会場使用料	7	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
①	民生委員推薦会開催数	5	3	2	5	5	19年度、22年度、25年度は一斉改選
②	委員現員数（年度末）	197 15	199 15	200 15	200 15	200 15	民生・児童委員数 主任児童委員数
③	充足率	99	100	100	100	100	委員実績数÷委員定数

（問題点・課題）	<p>近年、高齢者の孤独死や自殺者の増加、児童や高齢者への虐待などが増加し、地域における民生委員の役割への期待が大きくなっている。</p> <p>そのため、民生委員が関わる事項は多様化かつ複雑化し業務量が年々増加しているため、地区によっては候補者が挙がらず、適任者の確保が困難な状況にある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今年度は一斉改選の年であるため、民生委員と町会との連携を強化し、地域とつながりのある方を候補者として確保できるよう取り組む。	民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会の協力のもとPTAなど若い世代にも呼びかけ候補者の確保に取り組む。
②	荒川区民生委員推薦会委員の任期が終わり、切り替わる年であるため、推薦会委員の委嘱・解職が円滑に行われるようにする。	民生委員と行政・関係機関とのつながりを強化し、業務量の適正化を検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

（状況）	23年三定 ・ 民生委員のなり手不足について
------	------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	民生委員活動費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	中村	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	活動費（01-04-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	21 年度	根拠	荒川区民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に対する活動費及び事務費の支給に関する要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、民生児童委員協議会に対し補助金を交付することによって、地域福祉の向上を図る。				
対象者等	民生委員・児童委員：定数215名（会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名） 民生・児童委員協力員：定数21名（1地区民児協に対し3名まで）				
内容	<p>【活動費】 在職月数分の活動費を、民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に4ヶ月毎に支給する。 支給月：7月、11月、3月 支給額：[代表会長：月17,200円 地区会長：月12,000円 一般委員：月11,300円 協力員：月4,300円]</p> <p>【指導事務費】 委員の連絡通信費等の事務費や、協議会運営等に要する費用を負担する。 ①事務費：民生・児童委員に、連絡通信費等の事務費を年間2,500円支給する。支給月は4月。 ②協議会運営等に要する費用 ・民生委員協議会：7地区（南千住東・西、荒川、町屋、東・西尾久、日暮里）で月1回開催。 ・地区会長協議会：月1回開催。 ・区民生委員・児童委員大会：3年に1度（一斉改選年）開催。 ・区民協補助金による事業活動（民生委員法第24条に基づく事業） 部会活動（児童福祉、生活福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、主任児童委員、子育て支援、広報）各部会とも、全体研修会年1～2回開催。広報部のみ機関紙「みんきょう」発行年2回 管外視察研修 各地区年1回開催</p>				
経過	民生委員・児童委員数は、平成24年6月1日現在で213名（南千住東地区25名、南千住西地区：29名、荒川地区34名、町屋地区30名、東尾久地区27名、西尾久地区24名、日暮里地区44名）。民生・児童委員協力員数は7名（南千住西地区1名、荒川地区3名、町屋地区1名、西尾久地区2名）。民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、15年度～22年度には一人当たり5,000円支給していたが、23年度から一人当たり8,000円に増額した。				
必要性	民生委員等が職務を遂行するために必要な交通費や通信連絡費、毎月の会議にかかる経費、福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用など、支援の必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	33,595	33,392	33,381	34,571	34,534	33,968	35,065	
①決算額（25年度は見込み）	32,309	31,985	32,328	32,992	32,783	33,968	35,065	
②人件費等	8,540	8,470	8,144	9,836	9,710	7,848		
③減価償却費				4,068	1,400	3,066		
【事務分担量】(%)	100	100	100	140	135	95		
合計(①+②+③)	40,849	40,455	40,472	46,896	43,893	44,882	35,065	
国(特定財源)								
都(特定財源)	23,053	23,210	22,856	24,642	23,556	23,624	24,685	
その他(特定財源)								
一般財源	17,796	17,245	17,616	22,254	20,337	21,258	10,380	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
民生委員・児童委員定数(年度末)	212	212	212	215	215	215	215	
協力員定数(年度末)	—	18	18	21	21	21	21	
民生委員協議会開催日数	41	46	46	48	53	53	53	
相談・支援件数(延べ)	3,988	3,545	3,191	3,326	3,327	—	—	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	活動費	29,247	活動費	29,466	活動費	29,792
	委員事務費	538	委員事務費	541	委員事務費	610
職員旅費	管外研修職員随同行旅費	11	管外研修職員随同行旅費	7	管外研修職員随同行旅費	16
食料費	民生委員協議会賄い	101	民生委員協議会賄い	109	民生委員協議会賄い	144
一般需用費	名簿貼り込みシール印刷ほか	143	名簿貼り込みシール印刷ほか	171	名簿貼り込みシール印刷ほか	1,135
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	125	民生委員協議会開催通知郵送料等	125	民生委員協議会開催通知郵送料等	187
使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料	61	合同民生委員協議会会場使用料	58	合同民生委員協議会会場使用料	138
負担金補助金及び交付金	民生委員協議会事業補助金	2,557	民生委員協議会事業補助金	2,951	民生委員協議会事業補助金	3,043

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 民生委員・児童委員定数	215 (212)	215	215	215	215	()内は当該年度改選前定数
	② 民生委員協議会出席率	93.0%	91.8%	92.0%	95.0%	96.0%	出席委員数÷委員現数
	③ ひと声運動対象者のべ人数	3,856	7,491	8,200	8,930	9,630	

(問題点・課題 分析)	生活困窮者や高齢者・障がい者・子育て世帯など、民生児童委員が関わる事項は多様化かつ複雑化している。昨年度、高齢者の見守り制度が充実し、対象者が拡大したため、委員一人が見守る高齢者の人数は増加している。さらに全国的に孤立死が問題となるなか、民生児童委員の見守り活動への期待が増し、その役割は重要となっている。しかし一方で、民生児童委員を知らない区民は多いため、民生委員活動を円滑に行えるよう、PR活動を促進する必要がある。
他区の実施状況	(実施 22 区 未実施 区) ・活動費を上乗せしている区：12区 千代田・中央・港・文京・台東・目黒・大田・中野・北・練馬・足立・葛飾 ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区：3区 新宿・品川・江東

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一斉改選があるため、民生児童委員活動のPRをさらに拡大する。パネル展示については、民生委員・児童委員の日活動強化週間以外にも期間を延ばし、さらに区の事業以外での展示も試みる。また、一斉改選の情報を区報へ掲載する際には、効果的に民生委員活動も周知できるよう、内容を充実させる。	民生委員活動のPRを効果的に展開する。都民連の民生委員・児童委員活動普及・啓発パレード、民生委員・児童委員の日活動強化週間を含め、PR活動の機会・内容を充実させ、民生委員の活動内容を区民に広く知ってもらう。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

議会(要質問状)	23年三定 民生委員はどのような仕事をし、一人当たりどれぐらいの世帯数を担当するのか。また、適任者の確保が難しい中、定数や定年制をどのように考えていくのか。さらにOBの方々の力を活用するべきではないか。
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	生業資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	田中	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 29 年度		根拠	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	取扱規程、同事業実施要領	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	一般金融機関などから融資を受けることが困難な区民に対し、独立した生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。				
対象者等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てていて、1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。				
内容	<p>【貸付要件】 ・区内に引き続き1年以上居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、直ちに開始できること ・住民税及び国民健康保険料を完納していること（ただし、非課税でも可） ・確実な連帯保証人がいること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元金を完済していること</p> <p>【限度額】200万円【利率】年1.00%【返還方法】元利均等月賦償還（54回払い）5年以内（据置期間6ヶ月含む）【延滞金】延滞元金につき10.95%【審査員メンバー】福祉部長・福祉推進課長・生活福祉課長・福祉推進課地域福祉係長・その他部長が指定する者</p> <p>【滞納整理】平成22年度荒川区債権管理条例の制定に伴い貸付台帳の整理・調査 時効対象の債権（10年以上滞っている債権）16件</p> <p>【不納欠損】債権放棄14件・時効の援用5件（24年度）</p>				
経過	<p>①東京都より移管 昭和40年4月1日</p> <p>②限度額の推移 昭和61年度100万円→120万円 平成2年度120万円→150万円 3年度から200万円</p> <p>③貸付相談回数 平成9年度126回 12年度45回 16年度13回 19年度5回 20年度2回</p> <p>④貸付件数 平成9年度2件 10年度1件 12年度1件 13年度1件 その後貸付実績なし</p> <p>⑤年利率 平成5年度までは3%だったが、6年度から1%に規則改定</p> <p>⑥平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化</p> <p>⑦平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月4日～12月20日）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）</p> <p>⑧平成25年4月 生業資金貸付条例を廃止し、滞納整理業務のみ行う。</p>				
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は、貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低く、現在滞納整理業務のみになっている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 現在は、荒川区債権管理条例の制定に伴い、支払の意思確認調査と現在状況調査を実施し、滞納整理に努めている。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	45	24	24	960	53	27		
①決算額（25年度は見込み）	1	6	5	922	12	12		
②人件費等	854	2,541	2,443	4,360	2,117	2,478		
③減価償却費				1,453	778	968		
【事務分担当】（%）	10	30	30	50	25	30		
合計（①+②+③）	855	2,547	2,448	6,735	2,907	3,458	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	457	159	257	1,373	217	542		
一般財源	398	2,388	2,191	5,362	2,690	2,916	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	貸付件数	0	0	0	0	0	0	
	相談件数（各年度末現在）	0	0	0	0	0	0	
	貸付残高件数（各年度末現在）	189	188	188	134	51	32	16
	貸付残高金額（各年度末現在）	81,284	81,128	80,824	55,009	26,555	17,421	4,867

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算見込み）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費			納付書	10	納付書	
	職員旅費	実態調査・債権管理	0	実態調査・債権管理	0	実態調査・債権管理	
	役務費	現況調査票等送付用	3	現況調査票等送付用	1	現況調査票等送付用	
		調査・意思確認書送付ほか	9	調査・意思確認書送付ほか	3	調査・意思確認書送付ほか	
	委託料						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	意思確認書回答率（％）	40	8	43	40	40	回答数（9件）/送付件数（21件）
②	債務者数	134	51	32	16	30	
③	返還金（千円）	1,481	285	200	200	200	

（問題点・課題分析）	<p>24年度貸付金返還金・1,077,300円 返還者11人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多い。 ・22年度に制定された荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について意思確認書に基づいて不納欠損処理（債権放棄14件 6,638,400円・時効の援用5件 1,902,959円）を実施したが、時効対象の債権がまだ残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する必要がある。 ・類似事業として、「中小企業融資」（区内産業の振興を目的に、中小企業に融資を斡旋し、利子及び信用保証料の一部を区が助成）や「社会福祉協議会の生業資金貸付」（東京都社会福祉協議会が実施主体となり、区社協で受付を行っている）があり、貸付額が多いこと、運転資金も対象となっていることなどからそれらを利用することが多い。
	<p>（実施 1 区 未実施 21 区）</p> <p>実施：葛飾区。 廃止した区：62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田・江東・練馬、20年度大田・中野、21年度中央・世田谷、23年度杉並、24年度足立区の21区である。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現況調査未回答など連絡が取れていない者に対して再度調査を行い、対象者すべてと何らかの連絡を取るようになる。	時効対象にならないものへの督促の強化
②	意思確認書未提出の滞納者へ2回目の意思確認書の送付	新たに時効対象となった者への意思確認書の送付
③	「緊急小口資金」や「生活福祉資金」など社会福祉協議会において同様の貸付制度があるため、事業の統合・整理を検討する。	生業資金貸付条例を廃止し、滞納整理に特化する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

（状況）	25年1定・生業資金貸付条例を廃止（平成25年4月1日施行予定）
------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	田中	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	貸付金（01-05-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	45年度	根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。				
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。				
内容	<p>【資格要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。・世帯の生計中心者である方。・住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可）・他から資金を借りることが困難な方。・貸付を受けた資金の返済が確実である方。・現にこの資金の貸付を受けていない方。・確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めたときは省略することができる。） <p>【応急に必要とする費用の種類と貸付限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※60万円まで（特認額）償還期間3年4ヶ月（40ヶ月） ・災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用・傷病の治療に要する費用・就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用・区内転居のために要する費用 ※30万円まで（一般）償還期限2年6ヶ月（30ヶ月） ・生活必需品（食料等）の購入費用・親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用・居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用 <p>【無利子】【違約金】最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。【不納欠損】債権放棄45件・時効の援用26件（24年度）</p>				
経過	<p>昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始</p> <p>平成2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施</p> <p>平成3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額</p> <p>平成6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更</p> <p>返済期間を最大40ヶ月以内に延長</p> <p>平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月～12月）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）</p>				
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、貸付け対象となる者が減少している。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>連帯保証人が必要【要件】</p> <p>①貸付けの日の一年前から引き続き東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の区域内に住所を有すること。②住民税を完納していること。③国民健康保険料を完納していること。（平成15年度要件に追加）④一定の職業を有し、独立の生計を営み、保証能力が十分と認められること。⑤この資金の貸付けについて、他に保証をしていないこと。⑥現にこの貸付けを受けていないこと。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,071	2,047	2,047	5,537	1,593	1,276	900	
①決算額（25年度は見込み）	552	878	1,222	3,457	254	319	900	
②人件費等	5,124	3,388	3,258	436	2,964	2,478		
③減価償却費				145	1,089	968		
【事務分担当】（%）	60	40	40	5	35	30		
合計（①+②+③）	5,676	4,266	4,480	4,038	4,307	3,765	900	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	2,352	1,525	1,020	218	265	768	580	
一般財源	3,324	2,741	3,460	3,820	4,042	2,997	320	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	貸付件数 一般	2	5	4	0	1	1	1
	貸付件数 特認	1	0	1	0	0	0	1
	貸付残高件数（各年度末現在）	646	639	639	449	160	84	60
	貸付残高金額（各年度末現在）	52,987	53,320	53,069	40,878	20,786	13,677	9,105

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		貸付金	一般貸付・特認貸付	220	一般貸付・特認貸付	300	一般貸付・特認貸付
職員旅費	実態調査・債権整理	0					
一般需用費							
役務費	現況調査等郵送料	7	現況調査等郵送料	8			
	調査・意思確認書送付用	27	調査・意思確認書送付用ほか	11			
委託料							

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	意思確認書回答率（%）	50	13	9	40	40	回答数（1件）/送付件数（11件）
②	債務者数	454	160	84	60	50	
③	返還金	247	595	877	600	650	

（問題点・課題）	24年度貸付金返還金・現年度分877,500円 過年度分190,000円 現年度分返還者2人 過年度分返還者19人 ・毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多い。 ・22年度に制定された荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について意思確認書により不納欠損処理（債権放棄45件 3,234,300円・時効の援用26件 2,867,500円）を実施したが、時効対象の債権がまだ残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する必要がある。 ・税・保険料の滞納者、多重債務者から相談が多く、新規の貸付決定が減少している。 ・緊急小口貸付金・生活福祉資金など社会福祉協議会において同様の貸付事業がある。
	他区の実況 （実施 21 区 未実施 1 区）文京区20年度より廃止 ※実施機関が社会福祉協議会の区は次の6区。港、新宿、墨田、江東、品川、葛飾

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現況調査未回答など連絡が取れていない者に対して再度調査を行い、対象者すべてと何らかの連絡を取るようになる。	時効対象にならないものへの督促の強化
②	滞納者へ意思確認書の送付	新たに時効対象となった者への意思確認書の送付
③	「緊急小口資金」や「生活福祉資金」など社会福祉協議会において同様の貸付制度があるため、事業の統合・整理を検討する。	滞納整理のさらなる強化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の規模で継続する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	金田	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	行旅死亡人等取扱費（01-07-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	22年度	根拠	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	<p><行旅病人> 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。</p> <p><行旅死亡人等> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。</p>				
対象者等	<p>行旅病人及び行旅死亡人等</p> <p>1. 行旅病人 旅行中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ）</p> <p>2. 行旅死亡人等 葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人</p>				
内容	<p>1. 行旅病人の取扱い 行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし</p> <p>2. 行旅死亡人等の取扱い 身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用請求する。 行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし 墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。</p>				
経過	<p>行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。</p> <p>平成4年6月15日付、4福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>				
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p><行旅病人> 発生通報→救護の要否確認→都に事前協議→救護→費用は扶養義務者の負担→弁償が得られない時は都へ請求</p> <p><行旅死亡人等> 発生通報→警察の身元調査→遺体引取→埋火葬→遺骨等保管（源寿院1年）→費用は相続人の負担→弁償が得られない時は都へ請求</p> <p>・生活保護法の葬祭扶助適用範囲内（広告料は除く。遺留金があった場合や、相続人等からの弁償金を得られた場合は、充当後に不足する分を請求する。）</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,171	1,992	2,090	2,102	1,803	2,184	1,438	
①決算額（25年度は見込み）	886	581	1,450	1,012	756	1,896	1,438	
②人件費等	1,708	847	814	4,796	5,081	5,783		
③減価償却費				1,598	1,866	2,259		
【事務分担量】（%）	20	10	10	55	60	70		
合計（①+②+③）	2,594	1,428	2,264	7,406	7,703	9,938	1,438	
国（特定財源）								
都（特定財源）	741	710	881	629	363	284	1,438	
その他（特定財源）								
一般財源	1,853	718	1,383	6,777	7,340	9,654	0	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
【取扱件数】								
官報掲載	0	4	0	1	0	1	1	
行旅死亡人	14	5	15	13	14	19	15	
行旅病人	0	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	官報掲載料	0	官報掲載料	13	官報掲載料	24
	委託料	埋火葬委託料	756	埋火葬委託料	1,883	埋火葬委託料	1,137
	扶助費	行旅病人取扱費		行旅病人取扱費	0	行旅病人取扱費	
		医療費	0	医療費	0	医療費	250
		日用品費	0	日用品費	0	日用品費	23
	被服費	0	被服費	0	被服費	4	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 行旅病人	0	0	0	0	0	
	② 行旅死亡人等	13	14	19	15	16	
	③						

（問題点・課題）
 ・一人暮らしの高齢者が自宅で死亡し、区で葬祭を行うケースが発生している。
 ・近年孤立死の増加もあり今後も件数は増加することが見込まれるが、関係機関と連携し孤立死のケースを減らすための取り組みが必要となっている。
 ・相続人等を確認するための戸籍調査に時間がかかる。
 ・死亡人の家族関係については個々様々であり、相続人等が判明し連絡をとった場合でも、ずっと音信不通であるなど死亡人とのそれまでの関係から費用弁償を得られないことが多い。

他区の実況
 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	警察での身元照会の徹底を依頼する。戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。	警察での身元照会の徹底を依頼する。戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。
②	近年、家庭裁判所への申し立てが必要になるケース等複雑で困難なケースが増えており、それに対応するため職員のスキルアップを図る。	近年、家庭裁判所への申し立てが必要になるケース等複雑で困難なケースが増えており、それに対応するため職員のスキルアップを図る。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	西尾久七丁目住宅 (さくらハイツ西尾久)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	金田	内線	2615
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(25年度)	西尾久七丁目住宅【管理運営費】(01-08-01) 西尾久七丁目住宅【借上料】(01-08-02)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	4 年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	29 年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ管理運営する。				
対象者 等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 ①区内に5年以上居住していること。 ②独立して日常生活を営めること。 ③前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下（政令基準）であること。 ④65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成25年4月現在高齢者用 ・単身世帯用 0円～2,568,000円（前年所得）：13,800円～27,100円 ・二人世帯用 0円～2,948,000円（前年所得）：18,700円～36,700円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 ①所在地 荒川区西尾久7-19-11 ②建築主 松原友治 ③建設費 545,365,430円 ④緊急通報装置設置補助金 23,357,310円 ⑤借上料 月額 2,822,000円（24年4月から賃料改定） ⑥利子補給 492,000円（25年度分） ⑦入居開始 平成4年4月28日 ⑧敷地面積 507.04㎡ ⑨延床面積 1,572.47㎡（借上面積1,020.66㎡） ⑩構造・階数 鉄筋コンクリート造地上7階建（借上部分1～6階） ⑪借上期間 平成24年4月21日～29年4月20日 ⑫借上戸数 34戸（単身世帯1DK・29戸、二人用世帯2DK・5戸） ⑬ふれあい協力員室 1戸 ⑭安否確認装置 ドアセンサー（玄関・トイレ）12時間 ⑮住戸面積 単身世帯25.10㎡、二人世帯34.00㎡ 3 ふれあい協力員（ワーデン）設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談・住宅管理				
経過	着工：平成3年2月8日 竣工：平成4年4月21日 入居開始：平成4年4月28日 契約更新：H23.10不動産鑑定 H23.12財産価格審議会へ付議 H24.4契約締結（H24.4.21～H29.4.20<5年間>）				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・住宅借上げにより運営 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者（単身10世帯、二人用3世帯）決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。（資格審査通過が条件） ・清掃、建物保守、機械警備等は外部へ業務委託。（平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者：東急コミュニティー（24年度～）※18～23年度 東京都住宅供給公社） ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。（月額報酬100,000円）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	50,780	50,974	50,648	50,072	49,689	46,422	42,934	
①決算額(25年度は見込み)	49,745	48,845	49,377	49,251	49,264	42,413	42,934	
②人件費等	2,050	2,118	1,629	1,744	4,371	1,652		
③減価償却費				581	1,711	645		
【事務分担当】(%)	24	25	20	20	55	20		
合計(①+②+③)	51,795	50,963	51,006	51,576	55,346	44,710	42,934	
国(特定財源)	0	0	0	0	0			
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	7,110	7,171	6,977	6,612	6,607	6,330	7,387	
一般財源	44,085	43,192	43,429	44,364	48,139	37,780	34,947	
実績の推移	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
退去世帯数(単身)	2	1	2	1	4	5	3	
退去世帯数(二人用)	1	0	0	1	1	0	1	
入居世帯数(単身)	3	0	2	1	1	5	2	
入居世帯数(二人用)	0	1	0	1	0	1	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	報償費	ふれあい協力員謝礼	749	ふれあい協力員謝礼	756	ふれあい協力員謝礼	749
	光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	1,285	共用（集会室等）光熱水費	1,377	共用（集会室等）光熱水費	1,360
	役務費	協力員室電話料金	40	協力員室電話料金	41	協力員室電話料金	38
		不動産鑑定	100	—	—	不動産鑑定	100
	委託料	住宅指定管理料等	4,814	住宅指定管理料等	4,042	住宅指定管理料等	5,131
	使用料及び賃貸料	借上料	39,769	借上料	34,192	借上料	33,864
	負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給等	1,307	火災保険補助・利子補給等	804	火災保険補助・利子補給等	492

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 空き待ち登録世帯数	13 (3)	22 (7)	22 (7)	22 (7)	22 (7)	()内は総数における世帯用住戸
	② 空き待ち登録者応募数	156	155	182	164	167	応募総数
	③ 入居世帯実数	2 (15)	1 (11)	6 (14)	3 (13)	3 (13)	()内は全5住宅の入居世帯実数

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。 高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後そのあり方を検討する必要がある。
	実施状況 (実施 22 区 未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	21年目を迎える安否確認システムを見直し、低コストのシステム導入を検討する。	高額な工事費がかかることが想定されるシステムを見直すとともに、ランニングコストの低減も図る方策を検討。
②	借上げ更新契約内容に、建物所有者に対し、台所調理器具、給湯設備、エアコン等の計画修繕の実施を盛り込んだため、その実施を促す。また、外壁、配管等、経年変化に伴う改修工事に関する修繕計画の策定と実施を求める。	建物所有者の費用負担による住環境の改善を図るため、計画的に修繕が実施できるように進行管理をしていく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	当面は現状の規模で実施し、今後は課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討する。

議会議決 (要旨)	23年三定 借上げ住宅の今後のあり方検討について 24年一定 高齢者住宅事業の拡大について 高齢者住宅の借上げ契約年数について 高齢者住宅の需要に対する区の考えについて
--------------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	西尾久三丁目住宅 (さくらハイツ小台)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	金田	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	西尾久三丁目住宅【管理運営費】(01-08-03) 西尾久三丁目住宅【借上料】(01-08-04)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	5 年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	25 年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 ①区内に5年以上居住していること。 ②独立して日常生活を営めること。 ③前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下（政令基準）であること。 ④65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成25年4月現在高齢者用 ・単身世帯用 0円～2,568,000円（前年所得）13,900円～27,200円 ・二人世帯用 0円～2,948,000円（前年所得）20,300円～39,800円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 ①所在地 荒川区西尾久3-21-12 ②建築主 水島正一 ③建設費 602,194,185円 ④建設費補助金 112,626,000円 ⑤借上料 月額4,553,662円（25年7月22日まで） ⑥利子補給 2,767,000円（25年度分） ⑦入居開始 平成5年7月29日 ⑧敷地面積 668.64㎡ ⑨延床面積 2,604.49㎡（借上面積1,255.49㎡） ⑩構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上9階建（借上部分3～8階） ⑪借上期間 平成5年7月23日～25年7月22日 ⑫借上戸数 39戸（単身世帯1DK・34戸、二人用世帯2DK・5戸） ⑬ふれあい協力員室 1戸 ⑭安否確認装置 ドアセンサー（玄関・トイレ）12時間 ⑮住戸面積 単身世帯25.15㎡、二人世帯36.69㎡ 3 ふれあい協力員（ワーデン）設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談・住宅管理				
経過	着工：平成3年12月28日 竣工：平成5年7月8日 入居開始：平成5年7月29日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・住宅借上げにより運営 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者（単身10世帯、二人用3世帯）決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。（資格審査通過が条件） ・清掃、建物保守、機械警備等は外部へ業務委託。（平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者：東急コミュニティー（24年度～）※18～23年度 東京都住宅供給公社） ・平成13年8月からふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		67,770	67,985	67,684	67,114	66,233	65,027	66,253
①決算額(25年度は見込み)		65,619	65,196	66,392	66,875	66,177	64,901	66,253
②人件費等		2,050	2,118	1,629	1,744	1,830	2,478	
③減価償却費					581	778	968	
【事務分担量】(%)		24	25	20	20	25	30	
合計(①+②+③)		67,669	67,314	68,021	69,200	68,785	68,347	66,253
国(特定財源)		0	0	0	0			
都(特定財源)		6,140	6,259	6,918	6,485	6,099	5,873	2,433
その他(特定財源)		8,550	8,247	8,397	7,649	7,223	7,490	8,555
一般財源		52,979	52,808	52,706	55,066	55,463	54,984	55,265
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	退去世帯数(単身)	0	2	0	5	5	4	3
	退去世帯数(二人用)	0	1	0	1	1	0	1
	入居世帯数(単身)	0	2	0	5	5	1	2
	入居世帯数(二人用)	0	0	0	1	0	1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	916	共用（集会室等）光熱水費	1,000	共用（集会室等）光熱水費	968
役務費	協力員室電話料	36	協力員室電話料	35	協力員室電話料	36	
委託料	住宅指定管理料	5,764	住宅指定管理料	4,550	住宅指定管理料	6,281	
	協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,386	
使用料及	借上料	54,644	借上料	54,644	借上料	54,644	
負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給	3,431	火災保険補助・利子補給	3,187	火災保険補助・利子補給	2,938	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	空き待ち登録世帯数	13 (3)	22 (7)	22 (7)	22 (7)	22 (7)	()内は総数における世帯用住戸
②	空き待ち登録者応募数	156	155	182	164	167	応募総数
③	入居世帯実数	6 (15)	5 (11)	2 (14)	4 (13)	4 (13)	()内は全5住宅の入居世帯実数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 要介護状態となった入居者の処遇（条例上、自立喪失状態は退去事由）。 借上住宅の契約更新に係る準備。（H24.10 不動産鑑定 H25.1 財産価格審議会開催 H25.7 契約締結予定） 高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後そのあり方を検討する必要がある。
----------	---

実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など
------	--

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	21年目を迎える安否確認システムを見直し、低コストのシステム導入を検討する。	高額な工事費がかかることが想定されるシステムを見直すとともに、ランニングコストの低減も図る方策を検討。
②	借上げ契約更新に合わせ、建物所有者に、台所調理器具、給湯設備、エアコン等の計画修繕の実施を求める。また、外壁、配管等、経年変化に伴う改修工事に関する修繕計画の策定と実施を求める。	借上げ更新契約内容に、建物所有者に対し、台所調理器具、給湯設備、エアコン等の計画修繕の実施を盛り込んだ場合、その実施を促す。また、外壁、配管等、経年変化に伴う改修工事に関する修繕計画の策定と実施を求める。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	当面は現状の規模で実施し、今後は課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討する。

状況（要旨）	23年三定 借上げ住宅の今後のあり方検討について 24年一定 高齢者住宅事業の拡大について 高齢者住宅の借上げ契約年数について 高齢者住宅の需要に対する区の考えについて
--------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	南千住二丁目住宅 (さくらハイツ南千住)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	金田	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	南千住二丁目住宅(管理運営費)(01-08-05) 南千住二丁目住宅(借上費)(01-08-06)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	5 年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	25 年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 ①区内に5年以上居住していること。 ②独立して日常生活を営めること。 ③前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること。 ④65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成25年4月現在高齢者用 ・単身世帯用: 0円~2,568,000円(前年所得) 15,400円~30,300円 ・二人世帯用: 0円~2,948,000円(前年所得) 22,100円~43,400円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 ①所在地 荒川区南千住2-32-3 ②建築主 染谷清 ③建設費 391,570,000円 ④建設費補助金 53,601,000 ⑤借上料 月額2,606,523円(25年5月14日まで) ⑥利子補給 1,523,000円(25年度分) ⑦入居開始 平成5年5月21日 ⑨延床面積 946.38㎡(借上面積692.12㎡) ⑧敷地面積 224.59㎡ ⑩借上期間 平成5年5月15日~25年5月14日 ⑩構造・階数 鉄筋コンクリート造地上8階建 ⑪ふれあい協力員室 1戸 ⑫借上戸数 18戸(単身世帯1DK・12戸、二人用世帯2DK・6戸) ⑬安否確認装置 水センサー(浴室、トイレ)12時間 ⑮住戸面積 単身世帯27.94㎡、二人世帯39.93㎡ 水漏れ2時間 3 ふれあい協力員(ワーカー)設置 業務内容: 居住者の安否確認・生活相談・住宅管理				
経過	着工:平成4年5月22日 竣工:平成5年5月12日 入居開始:平成5年5月21日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) ・住宅借上げにより運営 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人用3世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守、機械警備等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東急コミュニティー(24年度~)※18~23年度 東京都住宅供給公社) ・平成13年4月からふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		39,492	39,600	40,212	39,661	40,270	38,963	43,212
①決算額(25年度は見込み)		39,257	37,666	39,728	39,443	40,169	38,849	43,212
②人件費等		2,050	2,118	1,629	1,744	1,830	2,478	
③減価償却費					581	778	968	
【事務分担量】(%)		24	25	20	20	25	30	
合計(①+②+③)		41,307	39,784	41,357	41,768	42,777	42,295	43,212
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)		3,977	4,052	4,473	4,223	3,977	3,863	1,162
その他(特定財源)		4,252	4,238	4,118	3,859	3,618	3,673	4,400
一般財源		33,078	31,494	32,766	33,686	35,182	34,759	37,650
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	退去世帯数(単身)	0	1	2	2	3	1	2
	退去世帯数(二人用)	0	0	1	1	3	0	0
	入居世帯数(単身)	1	0	0	2	2	2	1
	入居世帯数(二人用)	0	1	1	1	1	2	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	504	共用（集会室等）光熱水費	584	共用（集会室等）光熱水費	530
	役員費	協力員室電話料金	37	協力員室電話料金	36	協力員室電話料金	39
	委託料	協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,386
		住宅指定管理料	5,084	住宅指定管理料	3,723	住宅指定管理料	8,376
	使用料及び負担金及び交付金	借上料	31,278	借上料	31,279	借上料	31,279
		火災保険補助・利子補給	1,879	火災保険補助・利子補給	1,742	火災保険補助・利子補給	1,602

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	空き待ち登録世帯数	13 (3)	22 (7)	22 (7)	22 (7)	22 (7)	○内は総数における世帯用住戸
②	空き待ち登録者応募数	156	155	182	164	167	応募総数
③	入居世帯実数	3 (15)	3 (11)	4 (14)	3 (13)	3 (13)	○内は全5住宅の入居世帯実数

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。 高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後そのあり方を検討する必要がある。
実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	21年目を迎える安否確認システムを見直し、低コストのシステム導入を検討する。	高額な工事費がかかることが想定されるシステムを見直すとともに、ランニングコストの低減も図る。
②	借上げ契約更新に合わせ、建物所有者に、台所調理器具、給湯設備、エアコン等の計画修繕の実施を求める。また、外壁、配管等、経年変化に伴う改修工事に関する修繕計画の策定と実施を求める。	借上げ更新契約内容に、建物所有者に対し、台所調理器具、給湯設備、エアコン等の計画修繕の実施を盛り込んだ場合、その実施を促す。また、外壁、配管等、経年変化に伴う改修工事に関する修繕計画の策定と実施を求める。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	当面は現状の規模で実施し、今後は課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討する。

(議会要旨)	23年三定 借上げ住宅の今後のあり方検討について 24年一定 高齢者住宅事業の拡大について 高齢者住宅の借上げ契約年数について 高齢者住宅の需要に対する区の考えについて
--------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	町屋七丁目住宅 (さくらハイツ町屋)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	金田	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	町屋七丁目住宅(01-08-07)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度)		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	5年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区営住宅を建設し、管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 ①区内に5年以上居住していること。 ②独立して日常生活を営めること。 ③前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下（政令基準）であること。 ④65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成25年4月現在高齢者用 ・単身世帯用：0円～2,568,000円（前年所得）15,400円～30,300円 ・二人世帯用：0円～2,948,000円（前年所得）20,700円～40,700円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 ①所在地 荒川区町屋7-2-15 ②入居開始 平成5年4月1日 ③建設費 663,565,000円 ④敷地面積 580.38㎡ ⑤延床面積 1,219,71㎡ ⑥構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階建 地下1階建(住宅部分3～8階) ⑦ワーデン室 1戸 ⑧住戸戸数 23戸 (単身世帯1DK 20戸、二人世帯2DK 3戸) ⑨住戸面積単身世帯28.25㎡、二人世帯37.99㎡ ⑩安否確認装置 ドアセンサー(玄関、トイレ)12時間 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談、住宅管理				
経過	着工：平成3年3月16日 竣工：平成5年2月15日 入居開始：平成5年4月1日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後、区が建設することは不可能である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) ・住宅建設により運営。 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人用3世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守、機械警備等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者：東急コミュニティー(24年度～)※18～23年度 東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円)				

		(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移	予算額	9,720	8,660	38,240	7,955	11,361	10,220	7,755	
	①決算額(25年度は見込み)	7,583	7,351	22,182	7,901	9,838	8,687	7,755	
	②人件費等	2,050	2,118	1,629	1,744	1,830	1,652		
	③減価償却費				581	778	645		
	【事務分担量】(%)	24	25	20	20	25	20		
	合計(①+②+③)	9,633	9,469	23,811	10,226	12,446	10,984	7,755	
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0		
	都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
	その他(特定財源)	4,878	4,949	5,040	5,193	5,018	5,118	5,280	
	一般財源	4,155	3,920	18,171	4,433	6,828	5,266	1,875	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	退去世帯数(単身)	3	2	0	2	1	3	2	
	退去世帯数(二人用)	0	0	1	0	0	0	0	
	入居世帯数(単身)	3	1	0	1	2	0	1	
	入居世帯数(二人用)	0	0	1	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬
役務費	協力員室電話料金	34	協力員室電話料金	34	協力員室電話料金	33	
委託料	CATV保守	21					
	住宅指定管理委託料	6,011	住宅指定管理委託料	4,859	住宅指定管理委託料	3,727	
	設備等保守 （SC執行委任分）	2,572	設備等保守 （SC執行委任分）	2,595	設備等保守 （SC執行委任分）	2,795	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 登録世帯数	13 (3)	22 (7)	22 (7)	22 (7)	22 (7)	()内は総数における世帯用住戸
	② 空き待ち登録者応募数	156	155	182	164	167	応募総数
	③ 入居世帯実数	1 (15)	2 (11)	0 (14)	1 (13)	1 (13)	()内は全住宅の入居世帯実数

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。 高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後そのあり方を検討する必要がある。
------------	---

実施状況	(実施 22 区 未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など
------	--

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成22年度に外壁修繕を完了した事をふまえ、屋上防水についても計画修繕の事業に位置付ける。	屋上防水工事を実施することで、住宅の長寿命化を計り、住宅事業の安定した運用に資する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	当面は現状の規模で実施し、今後は課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討する。

況議(要質問状)	24年一定 高齢者住宅事業の拡大について 高齢者住宅の需要に対する区の考えについて
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名 都営南千住四丁目団地 (シルバーピア事業)	部課名 福祉部福祉推進課	課長名 阿部	担当者名 金田	内線 2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度) 都営住宅南千住四丁目団地(15-08-08)				
事務事業の種類 ○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度	根拠	東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[IV]		
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]		
	施策	快適な住環境の形成[08-02]		
目的	高齢者が自立し、安全かつ快適な生活を営める高齢者向け集合住宅を供給することを目的に設置された東京都の南千住四丁目団地シルバーピアに、荒川区がふれあい協力員（ワーデン）を設置する。			
対象者等	東京都シルバーピア(高齢者集合住宅)入居資格者 ・高齢者住宅 50戸(内、40戸は地元割当) ・障害者住宅 4戸(内、2戸は地元割当) 【受益者負担】 月額使用料 ・単身世帯用：0～3,216,000円(前年所得) 19,700～43,200円 ・二人世帯用：0～3,596,000円(前年所得) 29,000～48,000円			
内容	1 ふれあい協力員(ワーデン)の設置 ①業務内容：居住者の安否確認・生活相談 2 建物の概要 ①所在地 荒川区南千住4-9-3(E街区) ②建築主 東京都 ③入居開始 平成12年5月 ④敷地面積 8,109㎡ ⑤構造・階数 鉄筋コンクリート造・地上32階・375戸 ※シルバーピア 3～13階・50戸(単身用43戸、世帯用7戸) 車椅子使用者向け 2階・4戸(世帯用) ふれあい協力員 3階・1戸			
経過	平成2年 「荒川区地域高齢者住宅計画」 平成4年 「荒川区住宅マスタープラン」 平成8年9月 シルバーハウジングプロジェクト事業計画の承認申請 平成9年2月 着工 平成11年6月 車いす使用者向け東京都入居者公募 平成11年7月 車いす使用者向け区地元割当入居者公募 平成11年12月 シルバーピア東京都入居者公募 平成12年1月 シルバーピア区地元割当入居者公募 平成12年5月 ふれあい協力員業務委託開始及び入居開始			
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、今後、あり方を検討する必要がある。			
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) ・建物は都住宅局が管理する。(入居者募集事務についても都住宅局で行われる。) ・事務室及びだんらん室に係る維持管理については区が管理する。 (平成18年度から指定管理者制度を導入(=機械警備のみ) 指定管理者：東急コミュニティー(24年度～) ※18～23年度 東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は区の非常勤職員で対応。(月額報酬100,000円)			

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	4,978	3,332	3,331	3,291	3,002	2,891	2,887	
①決算額(25年度は見込み)	3,044	2,982	2,986	2,972	2,934	2,885	2,887	
②人件費等	2,050	2,118	1,629	1,744	983	826		
③減価償却費				581	467	323		
【事務分担量】(%)	24	25	20	20	15	10		
合計(①+②+③)	5,094	5,100	4,615	5,297	4,384	4,034	2,887	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	4,494	4,500	4,015	4,697	3,784	3,434	2,287	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	応募・入居状況(地元割当分)	地元割当分なし	地元割当分なし	地元割当分なし	単身用 応募 47 倍率 47 入居数 1	単身用 応募 76 倍率 76 入居数 1	地元割当分なし	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬
光熱水費	管理事務室光熱水費	91	管理事務室光熱水費	92	管理事務室光熱水費	91	
役務費	ふれあい協力員室電話料	38	ふれあい協力員室電話料	38	ふれあい協力員室電話料	39	
委託料	供給公社保守管理業務委託	513	機械警備委託料	466	機械警備委託料	467	
負担金補助及び交付金	ふれあい協力員住宅使用料	1,090	ふれあい協力員住宅使用料	1,090	ふれあい協力員住宅使用料	1,090	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
①	管理戸数	54	54	54	54	54	
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。（条例上、自立喪失状態は退去事由） ・地元割り当て分の入居者募集業務の簡略化。
実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都営住宅の地元割り当て分の入居者募集を実施しているが、業務の負担が大きいため、都へ相談し、負担軽減できる方法がないか検討する。	都営住宅地元割り当て分の入居者募集の業務軽減について、引き続き都へ働き掛けていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	当面は現状の規模で実施し、今後は課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討する。

況議（要旨）	議会質問状
--------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	町屋五丁目住宅 (高齢者及び障害者住宅)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	金田	内線	2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	町屋五丁目(高齢者・障害者)住宅(15-08-09)				
事務事業の種類	○新規事業 (○25年度 ○24年度)		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	10年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区営住宅を建設し、管理運営する。				
対象者等	【入居条件】				
	1 高齢者住宅 ①65歳以上の一人暮らしであることまたは申込者が65歳以上で60歳以上の親族と同居していること ②区内に引き続き5年以上居住していること 2 障害者住宅 ①本人又は親族が身体障害者手帳2級以上の車椅子使用者で、かつ18歳以上65歳未満であること ②区内に引き続き1年以上居住していること 3 共通条件 ①自己又は親族(1親等内)名義の住宅、都営住宅又は都供給公社などの公営住宅に居住していないこと ②現に住宅に困窮していること ③自立した日常生活が可能であること ④前年の所得額が、単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること 【受益者負担】 1 月額使用料 平成25年4月現在 前年所得(円) (A):高齢者住宅 (B):障害者住宅 ・単身世帯用 0円~2,568,000円(前年所得) A:19,700円~38,800円、B:26,900円~52,800円 ・二人世帯用 0円~2,948,000円(前年所得) A:24,800円~48,700円、B:33,200円~65,200円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 ①所在地 荒川区町屋5-9-2 ②建物 鉄筋コンクリート、地上22階地下1階建うち地上1~3階部分、床面積2,934.06㎡(1~3階部分) ③住宅戸数 高齢者住宅:23戸(単身1DK・19戸、世帯2DK・4戸) 障害者住宅:6戸(単身1DK・2戸、世帯2DK・4戸) ④駐車場(障害者専用)6台 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理				
経過	着工:平成6年3月26日 竣工:平成10年3月31日 入居開始:平成10年5月1日				
必要性	住宅に困窮する高齢者、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人用3世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	12,246	12,968	12,044	13,738	12,743	12,707	20,455	
①決算額(25年度は見込み)	9,855	10,837	10,184	12,741	11,868	12,231	20,455	
②人件費等	2,050	2,118	1,629	1,744	1,830	1,652		
③減価償却費				581	778	645		
【事務分担量】(%)	24	25	20	20	25	20		
合計(①+②+③)	11,905	12,955	11,813	15,066	14,476	14,528	20,455	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	300	300	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	9,490	9,035	10,151	8,910	8,634	7,811	9,202	
一般財源	2,115	3,620	1,062	5,556	5,242	6,117	10,653	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
退去世帯数(単身)	2	1	2	3	1	3	2	
退去世帯数(二人用)	0	0	0	0	2	0	0	
入居世帯数(単身)	1	2	1	3	0	1	1	
入居世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	1	0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬
光熱水費	共用光熱水費	1,416	共用光熱水費	1,746	共用光熱水費	1,878
一般需用	登録募集しおり作成等	220	登録募集しおり作成等	261	登録募集しおり作成等	278
役員費	ふれあい協力員電話	39	ふれあい協力員電話	38	ふれあい協力員電話	41
委託料	電気工作物保安管理（執行委任）ほか	47				
	住宅指定管理委託料	4,710	住宅指定管理委託料	4,465	住宅指定管理委託料	12,264
備品購入	I Hクッキングヒーター	220	I Hクッキングヒーター	210	I Hクッキングヒーター	282
負担金補助及び交付金	防災センター委託（執行分）	2,571	防災センター委託（執行分）	2,797	防災センター委託（執行分）	2,953
	ふれあい協力員住宅使用料	1,446	ふれあい協力員住宅使用料	1,514	ふれあい協力員住宅使用料	1,559

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	登録世帯数	13 (3)	22 (7)	22 (7)	22 (7)	22 (7)	○内は総数における世帯用住戸
②	空き待ち登録者応募数	156	155	182	164	167	応募総数
③	入居世帯実数	3 (15)	0 (11)	2 (13)	2 (14)	2 (13)	○内は全住宅の入居世帯実数

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。 高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後そのあり方を検討する必要がある。
	実施 22 区 未実施 0 区 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	給湯器など設備更新の時期が迫っている(築14年目)ため、コストを抑えた更新対策として、ガス温水システムを見直し低コストの代替器機の検討をする。	給湯器などの設備更新については引き続き検討し、改修できる状況になった場合には、順次改修していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	当面は現状の規模で実施し、今後は課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討する。

議 会 要 旨 状 況	24年一定 高齢者住宅事業の拡大について 高齢者住宅の需要に対する区の考えについて
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	中村	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	遺族会補助（01-09-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成	44 年度	根拠	荒川区遺族会補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進に努める。				
対象者等	荒川区遺族会会員193名（H25.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族が原則ではあるが、会員が転出した場合や会員の親族などの入会は認めている。				
内容	【補助対象事業】 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 全国戦没者追悼式等の参列者募集活動に関すること。 (4) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (5) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 【平成24年度事業】 (1) 戦没者追悼式 平成24年10月18日 サンパール小ホール 参加者 60人 (2) 都内巡拝 平成24年12月7日 靖国神社、遊就館 参加者 9人				
経過	平成7年度まで午前は仏教会主催で午後から区主催の慰安激励大会（映画上映）として実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額 平成16年度以降、補助金額247,000円				
必要性	戦没者遺族の救護及び精神的慰謝を図るため必要				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				
	荒川区遺族会から補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	274	247	247	247	247	247	247	
①決算額（25年度は見込み）	247	247	247	247	247	247	247	
②人件費等	854	0	2,443	2,163	847	2,065		
③減価償却費				1,017	311	807		
【事務分担量】（%）	10	0	30	35	10	25		
合計（①+②+③）	1,101	247	2,690	3,427	1,405	3,119	247	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,101	247	2,690	3,427	1,405	3,119	247	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	会員数（1月1日現在）	259人	248人	237人	220人	207人	195人	193人
	追悼式参加数	89人	101人	74人	77人	77人	60人	60人
	都内巡拝	12人	15人	10人	11人	14人	9人	9人

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成24年度（決算）		平成25年度（決算見込み）		平成26年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	会員数（1月1日現在）	220	207	193	193	198	会員の高齢化により減少
②	追悼式参加数	77	77	60	60	70	会員の高齢化により減少
③	都内巡拝参加数	11	14	9	9	10	会員の高齢化により減少

（問題点・課題分析）	高齢化に伴い理事の人数も減少し会員数が減少している中で、事業の参加人数も減少傾向にある。遺族会への新規加入者の見込みが少ない。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区） 千代田区、中央区、新宿区、台東区、江東区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	遺族会について広く区民に周知するため、広報誌等への掲載を検討する。	遺族会について広く区民に周知し、会員数及び事業の参加人数維持する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	遺族会の会員数及び事業の参加者数が減少しているが、現状の規模で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	住宅手当緊急特別措置事業 (仕事・生活サポートデスク)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	田中	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(25年度)	住宅手当緊急特別措置事業(01-17-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度	根拠	荒川区住宅支援給付事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	住宅を喪失または喪失するおそれのある離職者に対して住宅手当を支給することにより、住宅及び就業機会の確保に向けた支援を行う。(生活全般の相談をうけ、対応策や関係部課との連絡調整を行う)				
対象者等	就労能力及び就業意欲のある者のうち、住宅を喪失又は喪失する恐れのある、離職後2年以内の65歳未満の者等の条件あり				
内容	1 支給額(上限額) 単身世帯 月額53,700円 複数世帯 月額69,800円 2 支給期間 3ヶ月間 +3ヶ月(延長を認められた場合) +3ヶ月(再延長を認められた場合) 3 支給方法 貸し主等へ代理納付 4 手当支給中の義務 住宅手当支給対象者は、支給期間中に、次のとおり常用就職に向けた就職活動を行う。 ①毎月2回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。 ②毎月4回以上、区の支援員等による面接等の支援を受けること。 ③週に1回以上求人先に応募を行うこと。 ④原則として、日常・社会生活支援又は生活保護受給者等就業自立促進事業のいずれかの支援を利用するものとする。但し、自らの活動で就職が可能と区が判断できる場合は対象外。 5 手当の中止 4の義務を怠った場合は、手当を中止する。				
経過	国の経済危機対策として、平成21年度補正予算により平成21年10月より実施。生活福祉資金(総合支援資金)の貸付と併せ、住宅の確保や就業までの生活を支援する。生活保護によらない第二のセーフティネット制度として発足。(それに先立ち平成21年6月から区独自に仕事生活サポートデスクの常設窓口を設置)				
必要性	国の経済危機対策として全国的に実施している事業であり、離職者の仕事・生活をサポートとして必要なものである。(生活困窮者等の相談窓口として区が先行して開設し、部課、関係機関を結ぶネットワークの要である)				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 生活・就業相談員を配置。社会福祉協議会、ハローワーク、就業支援課、生活福祉課等庁内関係部課、不動産業団体、病院等、問題解決に繋がる機関との連携による対応。				

	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移			15,012	27,775	34,005	19,188	16,642	
予算額			15,012	27,775	34,005	19,188	16,642	
①決算額(25年度は見込み)			3,275	24,646	17,505	13,622	16,642	
②人件費等			1,955	5,407	5,174	4,957		
③減価償却費				3,777	467	1,936		
【事務分担量】(%)			45	130	15	60		
合計(①+②+③)	0	0	5,230	33,830	23,146	20,515	16,642	
国(特定財源)			5,213					
都(特定財源)				26,257	17,501	13,620	16,642	
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	17	7,573	5,645	6,895	0	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
住宅手当新規(単身世帯)			20	34	23	9	23	
住宅手当新規(複数世帯)			6	20	8	12	13	
仕事・サポート相談デスク相談件数			478	1,618	1,084	1,486	1,552	
うち住宅手当相談件数				931	645	732	831	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	非常勤相談員報酬	5,174	非常勤相談員報酬	4,635	非常勤相談員報酬
共済費	非常勤共済費	759	非常勤共済費	651	非常勤共済費	666	
旅費	職安同行訪問等	1	職安同行訪問	1	職安同行訪問	8	
一般需用費	消耗品費	14	消耗品費	16	消耗品費	20	
扶助費	住宅手当	11,557	住宅手当	8,321	住宅手当	11,205	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	常用就労率	9件 (17%)	11件 (35%)	12件 (57%)	21件 (57%)	18件 (60%)	
②	住宅手当支給決定数	54人	31人	21人	36人	30人	
③	仕事・生活サポートデスク相談件数	1,618	1,084	1,486	1,552	1,600	

1月末実績

（問題点・課題）	就職がなかなか決らない住宅手当受給者はモチベーションの低下が見受けられ、どのように積極的・効果的な就労活動を行ってもらえるかが今後の課題である。また、職種の変更等を進めることにより就職しやすくなる可能性もあるため、世代による雇用の職種を示し常用就職を支援する。
	（実施 22 区 未実施 区） 国の要領による事業であり、全特別区で実施。（仕事・生活サポートデスクは、区単独事業）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成24年度は広報等の活用で、相談件数、支給決定数が増加し効果が出たので、今年度も引き続き周知を行う。	広報で周知を行い、相談支援を実施することで、自立に向け支援する。
②	関連機関と連携を図りながら早期の常用就職に繋がる様に支援する。	常用就職に至らずに住宅手当が終了した方のその後の状況について把握するため、電話連絡、ハローワーク等関係機関に調査を依頼する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	雇用状況の低迷やワーキングプア、無年金等の低所得者、生活困窮者へのセーフティネットとなり得る事業を展開する。

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	田中	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	受験生チャレンジ支援貸付事業（15-16-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23 年度	根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	支援実施要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び、高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの使用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援することを目的とする。				
対象者等	中学3年生、高校3年生等のお子さんがある一定所得以下の世帯				
内容	子どもの学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用や、高等学校および大学の受験料に必要な資金を無利子で貸し付ける。（荒川区社会福祉協議会に業務委託） (1) 学習塾等受講料貸付金 入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料を貸付。 対象：中学3年生、高校3年生 貸付限度額：200,000円 (2) 受験料貸付金 高等学校及び大学の受験料を貸付。 ①対象：中学3年生 貸付限度額：27,400円（1校あたり23,000円まで、4回分の受験料まで貸付可） ②対象：高校3年生 貸付限度額：105,000円（1校あたり35,000円まで、3回分の受験料まで貸付可）				
経過	平成20年7月	東京都と荒川区において生活安定応援事業（「就職チャレンジ支援事業」「生活サポート特別貸付事業」「チャレンジ支援貸付事業」）委託契約締結			
	平成20年8月	荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結			
	平成20年8月19日	生活安定応援事業開始			
	平成23年3月末	平成22年度をもって生活安定化総合対策事業終了（3カ年の時限事業及び国に類似の事業があるため）			
	平成23年4月	「チャレンジ支援貸付事業」については、相談件数等も多く、他の類似制度も整備されていないため、新たに「受験生チャレンジ支援貸付事業」開始			
必要性	国の低所得者・離職者対策事業として全国的に実施している事業であり、低所得者世帯の子供を支援するために必要な事業である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額		21,000	14,950	14,950	6,556	6,228	5,916	
①決算額（25年度は見込み）		13,577	14,102	13,394	5,868	6,095	5,916	
②人件費等		4,235	3,258	3,488	847	1,239		
③減価償却費				1,162	311	484		
【事務分担量】（%）		40	40	40	10	15		
合計（①+②+③）	0	17,812	17,360	18,044	7,026	7,818	5,916	
国（特定財源）								
都（特定財源）		13,577	14,102	14,153	5,500	6,228	5,916	
その他（特定財源）								
一般財源	0	4,235	3,258	3,891	1,526	1,590	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	チャレンジ支援貸付（人）		17	41	200	110	221	230
	就職チャレンジ支援（人）		29	68	41			
	生活サポート特別貸付（人）		2	11	39			
	相談件数		408	1,115	1,214	735	989	1,000

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	業務委託	5,868	業務委託	6,095	業務委託

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	受験生チャレンジ支援貸付事業	789 200	735 110	989 221	1000 230	1000 230	上段：相談数 下段：申込み受理数 22年度までは生活安定応援事業として実施した実績
②							
③							

(問題点・課題分析)	相談件数（延べ件数）に対して22%の貸付決定である。連帯保証人を立てることが困難なケースが多く申請につながらない。（親を連帯保証人にしたいが、年金のみの収入である。収入が基準以下である。依頼できる人がいない。）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 社会福祉協議会へ委託実施 10区、直営 12区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象学年にリーフレットの送付及び広報誌に掲載し周知を行い、関連機関との連携の強化も図る。	引き続き対象学年にリーフレットの送付及び広報誌に掲載し周知を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	23年度から受験生チャレンジ支援貸付事業として新たに実施した事業であるが、利用者からも好評であり、さらに増加が見込まれる。

(議会議要旨)	
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	災害援護資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部		
			担当者名	田中	内線	2616		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	災害援護資金貸付事業（01-18-01）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）				○ 建設事業	○ それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 23 年度				根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する条例、荒川区特別災害援護資金貸付要綱、荒川区災害援護資金等貸付利子補給要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度							
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準				計画区分	○ 計画		● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕						
	施策	低所得者の自立支援〔02-10〕						
目的	東日本大震災により負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行なう。							
対象者等	東日本大震災を原因として、下記のいずれかに該当する区民 (1) 世帯主がおおむね1か月以上の療養を有した世帯 (2) 自身が所有し、居住する住居が全壊(全焼)又は半壊の被害を受けた世帯 (3) 現に居住する住居内における家財がその総額の3分の1以上の被害を受けた世帯							
内容	<p>【貸付の種類と限度額】</p> <p>①国制度…法律に基づく区の条例により、住居・家財の損害状況に応じて150万円から350万円までを貸付。</p> <p>②都制度…都の要綱に基づく区の要綱により、国制度の上乗せとして150万円まで貸付。</p> <p>【所得制限】 4人世帯の場合、総所得が730万円未満（世帯の人数に応じて制限額が定められている）</p> <p>【貸付対象】 以下のいずれかに該当する区民</p> <p>①世帯主が1か月以上負傷、②家財の3分の1以上に損害、③住居が全壊、半壊、滅失</p> <p>【利率】 ①国制度…年1.5%（保証人有の場合は無利子） ②都制度…年0.5%（保証人有の場合は無利子）</p> <p>【償還期間】 13年以内(据置期間6年) 【申請期限】 平成30年3月31日</p> <p>【利子補給制度】 連帯保証人を立てられず、貸付金の償還に利子が発生するものに対し、据置期間経過後の償還初年度から償還期間満了まで区が利子補給を実施する。</p>							
経過	平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、都内区市町村で災害救助法が適用されたことに伴い、災害弔慰金等の支給に関する条例に基づき災害援護資金の貸付を行なうことになった。なお、平成23年5月2日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等が公布、施行され、災害援護資金に関しても特例措置が講じられた。また、震災による被災状況が甚大であることから、東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき、荒川区特別災害援護資金貸付要綱が制定され、災害援護資金のみでは必要資金が不足する世帯に対し、不足部分の貸付を行なうことになった。							
	【荒川区生活再建支援事業（単年度事業）】 災害援護資金貸付とは別事業として、東日本大震災で住家に全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、その被災状況が災証明等で確認できる世帯で、生活の再建のため住宅の購入、補修、賃借等を行った世帯の世帯主を対象に費用を補助。 再建方法：賃借…23世帯（補助額計4,542,160円）、補修…1世帯（補助額152,250円） ※東京都による2分の1の補助有。							
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。							
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)</p> <p>【貸付限度額】</p> <p>(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合 ①負傷のみ…150万円、②家財の3分の1以上の損害…250万、③半壊…270万円、④全壊…350万円</p> <p>(2) 世帯主に負傷がない場合 ①家財の3分の1以上の損害…150万、②半壊…170万円、③全壊…250万円、④滅失又は流失…350万円 ※国制度を優先し、不足する場合は、都制度(限度額150万円)を利用。</p>							
予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額					51,362	5,000	3,200
	①決算額(25年度は見込み)					0	0	3,200
	②人件費等					1,694	413	
	③減価償却費					622	161	
	【事務分担量】(%)					50	5	
	合計(①+②+③)	0	0	0	0	2,316	574	3,200
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
その他(特定財源)							3,200	
一般財源					2,316	574	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	災害援護資金貸付件数					0	0	1
	生活再建支援事業・賃借世帯数					23		
	生活再建支援事業・補修世帯数					1		

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	貸付金	貸付金		貸付金	0	貸付金	3,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	貸付件数	—	0	0	1	—	
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	災害援護資金貸付事業は、被災者の生活再建において重要な役割を担う制度である。特例措置により貸付要件等が緩和されたところであるが、あくまでも貸付であるため被災者に返済の負担がある。また、被災世帯が高齢世帯であるなど、貸付が困難な場合がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	震災後2年を経過し、被災者の状況に変化があるかもしれないため個別の制度案内を実施する。	平成30年まで申請が可能であるため、随時周知をしていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	中村	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	社会福祉協議会補助（01-09-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 39 年度		根拠法令等	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）				
内容	下記の9事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付 1 社会福祉協議会事務局職員人件費（常勤8名分） 2 ボランティア活動推進事業費…機関誌「あらんてあ」発行、ボランティア講座の事業経費の一部補助 3 ボランティア活動推進人件費（常勤1名・非常勤1名分） 4 地域コーディネーター人件費（非常勤1名分） 5 重度心身障害者（児）レクリエーション事業 …会食を実施。経費を一部補助 6 長寿慶祝の会事業 …敬老の日に実施する長寿慶祝の会に要する費用を一部補助 7 福祉サービスあんしんサポート事業 …福祉サービスの利用援助、苦情対応などサービス利用者等に対する支援、成年後見制度推進機関事業経費及び人件費（常勤1名、非常勤3名）の一部補助 8 在宅福祉サービス事業 …職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等、在宅福祉を支援する各種会員制サービス（にこにこサービス）を提供する管理運営費、事業経費及び人件費（常勤2名、非常勤6名）の一部補助 9 福祉のしごとフェア事業…福祉の仕事に関する就職面接・相談会の事業経費を一部補助				
経過	昭和39年 社会福祉事業法に基づく特殊法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成5年 在宅福祉サービス事業開始 平成6年 荒川区地域福祉活動計画を策定 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転。荒川区福祉公社の解散に伴い、事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成21年 非常勤職員の月額報酬の改定 平成22年 地域福祉コーディネーター人件費の増設。成年後見活用あんしん生活創造事業の開始に伴い、事業名を「福祉サービス利用者支援事業」から「福祉サービスあんしんサポート事業」へ変更 平成24年 福祉のしごと面接・相談会の開始				
必要性	荒川区における社会福祉事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	116,601	122,062	124,839	130,934	134,288	130,672	131,631	
①決算額（25年度は見込み）	113,948	115,251	117,355	126,127	129,663	124,096	131,631	
②人件費等	4,270	5,082	4,887	6,104	5,928	4,957		
③減価償却費				2,034	2,177	1,936		
【事務分担当】（%）	60	60	60	70	70	60		
合計（①+②+③）	118,218	120,333	122,242	134,265	137,768	130,989	131,631	
国（特定財源）								
都（特定財源）	2,332	2,349	2,362	7,383	8,620	6,538	7,200	
その他（特定財源）								
一般財源	115,886	117,984	119,880	126,882	129,148	124,451	124,431	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
個人会員数	4,356	4,135	4,052	3,886	3,753	3,646	4,080	
団体会員数	147	143	156	157	153	147	160	
ボランティア登録者数	1,274	1,574	1,992	2,031	1,904	1,890	1,949	
							見込み	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	社協職員人件費	47,739	社協職員人件費	59,809	社協職員人件費	62,313
	社協事業係職員人件費	15,521	ボランティア活動推進事業事業費	2,953	ボランティア活動推進事業事業費	2,943
	ボランティア活動推進事業事業費	2,915	ボランティア活動推進事業人件費	3,842	ボランティア活動推進事業人件費	7,893
	ボランティア活動推進事業人件費	3,751	地域コーディネーター人件費	2,744	地域コーディネーター人件費	2,753
	地域コーディネーター人件費	2,662	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,073	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,226
	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,004	長寿慶祝の会事業	4,409	長寿慶祝の会事業	4,607
	長寿慶祝の会事業	2,901	福祉サービスあんしんサポート事業	14,671	福祉サービスあんしんサポート事業	14,996
	福祉サービスあんしんサポート事業	15,027	在宅福祉サービス事業	34,495	在宅福祉サービス事業	34,750
	在宅福祉サービス事業	38,143	福祉のしごとフェア事業	100	福祉のしごとフェア事業	150

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	社会福祉協議会個人会員数 (正会員および特別会員)	3,886	3,753	3,646	4,080		会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
②	ボランティア登録者数	2,031	1,904	1,890	1,949		荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
③	在宅サービス提供数合計 (単位：件)	16,113	18,715	17,706	17,583		家事・介護・食事サービス数の合計
④	あんしんサポートへの問い合わせ・相談件数（権利擁護・成年後見）	1,030	1,229	1,232	1,184		あんしんサポートへの地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度に関する問い合わせ件数

1月末実績

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の会員数が減少傾向にある。区と社協で連携をし、既存事業について見直し改善を行うことで、新たな会員獲得する必要がある。 ボランティア登録者数が減少傾向にある。ボランティアに対する支援内容について検討する必要がある。 あんしんサポートは、23年度に新たな取組みとして、月2回の成年後見制度説明会や講演会で聞き取りやすい説明会等を開催し、相談件数等も増加した。今後も、成年後見制度の更なる普及・活用のために区と社協で連携するとともに、社会貢献型成年後見人の育成について検討していく。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区） 成年後見制度推進機関設置区 22区 社会貢献型後見人選任区 16区（平成25年5月）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 既存事業の検討・見直しを行い、地域福祉の向上に資する事業を展開することで、会員増加に取り組む。	25年度に引き続き既存事業の見直し改善を行うことで、会員増加に取り組み、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。
② ボランティア活動推進事業についてボランティアへの支援内容についての検討・見直しを行っていく。	区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。
③ 区と社協で連携し、成年後見制度の普及に取り組む。特色ある成年後見制度説明会や講演会を実施する。	法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について引き続き取り組んでいく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
改善・見直し	改善・見直し	社協への補助事業について、区と社協で連携しより良い事業運営を行う。

議 会 （要 質 問 状）	
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	福祉部分室管理費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	中村	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	福祉部分室管理費（01-10-01） 福祉部分室営繕費（01-10-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 11 年度 根拠				
終期設定	○ 有 ● 無 年度 法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準 計画区分 ○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会				
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 委託料（保守委託） : エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定 建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃				
経過	平成10年5月 南千住図書館が移転 平成12年2月 旧南千住図書館を教育委員会から引継ぎ福祉部分室とする 福祉部分室に社会福祉協議会事務局移転 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承 平成23年4月 分室管理費に対する社協負担分の割合を変更した。（下記実施方法参照）				
必要性	施設の適切な維持・管理のため必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） [●分室管理費のみ直営] 福祉部分室の運営にあたり、発生する分室管理費のうち光熱水費に関しては、社会福祉協議会負担分として経費負担を得る。 保守委託等および建物の修繕等工事費については、福祉部の負担。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	4,596	4,455	15,113	10,545	4,056	4,251	5,084	
①決算額（25年度は見込み）	3,749	3,790	12,894	9,371	2,958	3,608	5,084	
②人件費等	2,194	847	814	872	847	826		
③減価償却費				291	311	323		
【事務分担当】 (%)	90	10	10	10	10	10		
合計（①+②+③）	5,943	4,637	13,708	10,534	4,116	4,757	5,084	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	1,749	1,757	1,598	1,605	1,691	2,376	2,259	
一般財源	4,194	2,880	12,110	8,929	2,425	2,381	2,825	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	工事請負費（単位：円）			9,590	5,904	0	0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
光熱水費	電気	1,691	電気	2,132	電気	2,021
	ガス	16	ガス	19	ガス	18
	水道	221	水道	225	水道	220
一般需用費	家屋等修繕費	0	家屋等修繕費	198	家屋等修繕費	684
委託料	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781
	その他保守点検業務	206	その他保守点検業務	201	その他保守点検業務	1,260
	樹木剪定等	41	樹木剪定等	52	樹木剪定等	100
工事請負費						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 1㎡管理コスト	4,714	3,600	4,394	6,191		821.1㎡
	② 修繕実績	4件	0件	2件	—		家屋等修繕費執行件数
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化による工事、修繕が発生してくる。 ・南千住第三幼稚園と併設のため、工事や修繕などに関して、教育委員会との調整が必要である。 	
	他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	昭和47年に建てられた建物であるため、工事及び修繕箇所について検討する。	工事及び修繕について、教育委員会との調整、検討を行っていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	平成23年度より経費負担について社協と按分方法を変更したため、今後の経過を見つつ検討していく。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	石川	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	福祉サービス第三者評価事業費(01-13-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	15年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。				
対象者等	<p>区立施設：区立22施設（高齢・障害分野）対象。都が指定する第三者評価対象サービスを実施している施設に第三者評価を実施し、都評価対象外サービスを実施している施設は区独自の利用者調査を実施。</p> <p>民間立施設：都で第三者評価の受審を義務付けられている地域密着型サービス（認知症高齢者GH、小規模多機能型）を提供する事業所に対し、受審費の補助を実施。</p>				
内容	<p>1 評価の実施方法</p> <p>(1) 事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う。</p> <p>(2) 利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う。</p> <p>2 評価結果の公表</p> <p>都評価対象サービスを実施している施設の第三者評価の評価結果は、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表される。公表内容は、事業評価および利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメント等。（事業者が同意しなければ公表しないこともできる）。</p>				
経過	平成15年度	東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施（事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した）			
	平成16年度～18年度	評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。（在宅高齢者通所SC6ヶ所、障がい者関係施設7ヶ所、認可保育所19園）			
	平成19年度～25年度	民間立施設では、認知症高齢者GH3ヶ所、認証保育所7園で評価を受審した。指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスとなる施設について、3年間の指定管理施設では2年目、5年間の指定管理施設では2年目と4年目に評価を受審し、次回の指定管理者選定時の参考資料とする。 なお、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。			
必要性	福祉サービス第三者評価は、サービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、情報提供することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため、必要性は高い。				
実施方法	<p>(3委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員)</p> <p>区立施設については区が自ら評価を受審し、民間立施設については事業者が受審する。民間立施設のうち、認知症高齢者GH、小規模多機能型居宅介護及び認証保育所に対しては受審費用を補助している（平成16年度は600千円を上限、平成17年度以降は400千円を上限としている）。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	5,600	4,800	3,499	10,400	4,000	11,720	11,688	
①決算額（25年度は見込み）	4,320	4,472	3,209	8,739	2,855	7,608	11,688	
②人件費等	1,708	1,694	1,629	1,744	1,694	1,652		
③減価償却費				581	622	645		
【事務分担当】 (%)	20	20	20	20	20	20		
合計 (①+②+③)	6,028	6,166	4,838	11,064	5,171	9,905	11,688	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0		
都（特定財源）	2,829	3,132	3,035	6,800	2,855	5,480	10,244	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0		
一般財源	3,199	3,034	1,803	4,264	2,316	4,425	1,444	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	区立高齢者関係施設 受審数	6	6	0	12	0	8	6
	区立障がい者関係施設 受審数	4	2	1	6	0	6	2
	区立児童関係施設 受審数	-	-	-	-	-	-	-
	民間立施設 補助金交付件数	4	5	8	8	8	9	22

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	区立施設0ヶ所	0	区立施設14ヶ所	4,256	区立施設8ヶ所	2,888
	負担金補助及び交付金	認知症高齢者GH7ヶ所	2,513	認知症高齢者GH8ヶ所	3,016	認知症高齢者GH13ヶ所	5,200
		小規模多機能型1ヶ所	342	小規模多機能型1ヶ所	336	小規模多機能型9ヶ所	3,600

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	評価受審施設数 (区立高齢者・障害者施設)	18	—	14	8		評価を受審した施設の数
②	評価受審施設数 (民間立施設)	8	8	9	22		評価を受審した民間立施設（認知症高齢者GH・小規模多機能型）への補助金交付件数
③							

問題点・課題 (指標分析)	<p>・24年度には、地域密着型サービスを提供する6事業所が新たに開設している。地域密着型サービス事業所は、東京都の指針により開設後1年以内に第三者評価を受審することとされているため、新規開設事業所に対し、25年度中の評価受審を促していく。</p>
	<p>他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区) 福祉サービス第三者評価のうち認知症高齢者GHは22区で実施、小規模多機能型居宅介護は18区で実施 (平成23年度 東京都福祉サービス第三者評価実績)</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域密着型サービスを提供する新規開設事業所に対し、第三者評価の受審を促す。	25年度の第三者評価受審状況や受審結果を広く公開する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会 (要旨) 質問 状況	平成16年4定	介護事業者の実態調査について
	平成15年2定	区立・民間立施設の第三者評価実施状況について
	平成15年2定	第三者評価の評価結果を活用した福祉サービスの見直しについて
	平成15年1定	第三者評価の早期実施について
	平成14年4定	第三者評価の検討状況について
	平成13年3定	介護保険事業者に対する第三者評価システムの取り組みについて

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	熊谷	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者保健福祉計画策定事業費				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	13年度	根拠法令等	老人福祉法20条の8・介護保険法117条	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	福祉の基盤整備〔02-11〕			
目的	第5期荒川区高齢者プランは、「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまち あらかわ」を基本目標に、区が取組む高齢者施策を体系的に策定。				
対象者等	高齢者実態調査対象者（第5期荒川区高齢者プラン策定時） ○65歳以上の高齢者 8,473人（各日常生活圏域ごとに、無作為抽出） ※要介護高齢者及びサービス提供事業者に対する調査は介護保険事業計画策定事業費に記載				
内容	老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」を、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。「介護保険事業計画」が3年に1度改定することとなったため、「高齢者保健福祉計画」についても同時に改定する。 第5期荒川区高齢者プランは、平成24年度から26年度までを計画期間として策定された。				
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8カ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）			
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5カ年計画（～16年度）			
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5カ年計画（H15～H19年度）		
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3カ年計画（H18～H20年度）		
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3カ年計画（H21～H23年度）		
	平成24年3月	第5期荒川区高齢者プラン策定	3カ年計画（H24～H26年度）		
必要性	老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 日常生活圏域ニーズ調査ほか各種調査の実施・集計・分析や、分析結果に基づく介護保険サービス量の推計、保険料の算定のための財政分析を行い、プランの方向性を検討、策定する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	-	3,020	-	-	6,169	-	-	
①決算額（25年度は見込み）		2,923			3,345	0		
②人件費等		2,965			8,469	0		
③減価償却費					3,110	0		
【事務分担量】（%）		35			100	0		
合計（①+②+③）	0	5,888	0	0	14,924	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	5,888	0	0	14,924	0	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	調査用消耗品	6				
	役務費	受取人払	27				
	委託料	高齢者実態調査委託	2,802				
		新聞折込委託	478				
		声の区報作成委託	33				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度		23年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	高齢者実態調査（送付数）	4,000	—	8,473	—	—	
②	“（回答数）	2,556	—	5,565	—	—	
③	“（回答率）	63.9%	—	65.7%	—	—	

（問題点・課題分析）	<p>○区民の意見を積極的に反映していく必要がある。</p> <p>○的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。</p> <p>○策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進、生きがいづくり等高齢者施策に取り組む必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	第5期荒川区高齢者プランの進行管理等を行う。	第6期荒川区高齢者プラン策定のため、日常生活圏域ニーズ調査等、必要な調査を平成25年度中に実施する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	推進	平成23年度に第5期荒川区高齢者プラン（平成24～26年度）を策定した。（計画策定は3年に1度）平成25年度には、各種調査を実施するなど、第6期荒川区高齢者プラン（平成27～29年度）の策定作業を開始する。

況議（要質旨問状）	<p>平成20年二定 高齢者実態調査について</p> <p>平成22年二定 高齢者実態調査について</p> <p>平成23年二定 高齢者プラン策定について（在宅介護の負担軽減策、介護予防の充実）</p>
-----------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	法人立特別養護老人ホーム整備事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	嶋林	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 20 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	特別養護老人ホームの入所待機者の減少等を図るため、特別養護老人ホームを建設・運営する社会福祉法人を誘致し、その建設用地として区有地を貸し付け、特別養護老人ホームを整備する。				
対象者等	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で、特別養護老人ホームの運営について一定の実績があり、また、施設整備資金のほかに事業開始当初の運営資金が確実に確保されており、かつ、その後も継続的・安定的な事業の運営が見込まれるもの				
内容	設置場所	住所	癒しの里南千住(南千住) 南千住六丁目67番8号 (旧荒川区リサイクルセンター用地)	おたけの郷(町屋) 町屋七丁目18番11号 (ホクヨープライウッド跡地の一部)	
		面積	1922.65㎡ (準工業地域、特別工業地区) (建ぺい率90%、容積率300%)	4006.38㎡ (工業地域) (建ぺい率70%、容積率200%)	
	整備法人	名称	社会福祉法人 三幸福社会	社会福祉法人 エンゼル福祉会	
		所在地 選定経過	東京都葛飾区青戸八丁目18番13号 公募により14法人から選定	埼玉県越谷市川柳町三丁目60番1 公募により13法人から選定	
	施設内容	規模	地上6階建・延床面積5603.89㎡	地上5階建・延床面積約8008.5㎡	
		定員	ユニット型80名、多床室20名、ショート10名	ユニット型100名、多床室40名、ショート20名	
スケジュール (予定含む)	平成21年4月整備事業者の決定 平成21年6～12月 既存建物除却等 平成22年11月 定期借地権設定契約 平成23年1月 工事着工 平成24年3月 開設		平成22年5月整備事業者の決定 平成22年10月整備用地の取得 平成23年9月 定期借地権設定契約 平成23年10月 工事着工 平成25年3月 開設		
経過	特別養護老人ホーム設置状況 ・区立：グリーンハイム荒川(定員100名、ショート10名：元年4月)、サンハイム荒川(定員56名、ショート12名：7年2月)、花の木ハイム荒川(定員50名、ショート6名：11年4月) ・法人立：信愛のぞみの郷(定員62名、ショート4名：6年4月)、さくら館(定員80名、ショート8名：16年5月)				
必要性	本事業は、平成25年3月に開設した「おたけの郷」の設置をもって一定事業終息した。 しかしながら、平成25年3月末現在、特別養護老人ホーム入所待機者数は808名（うち要介護4、5で在宅もしくは介護療養型施設に入所している方が166名）となっており、引き続き、待機者の減少が課題となっている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	南千住は平成24年3月に開設。 町屋は平成25年3月に開設。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額		3,100	94,640	928,474	714,328	760,200	0	
決算額(25年度は見込み)		3,035	86,990	925,706	714,025	760,100	0	
人件費等		3,303	3,339	3,750	8,892	5,783		
減価償却費				1,249	3,266	2,259		
【事務分担量】(%)		39	41	43	105	70		
合計(+ +)	0	6,338	90,329	930,705	726,183	768,142	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)				17,737	162,262	140,000		
その他(特定財源)								
一般財源	0	6,338	90,329	912,968	563,921	628,142	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	整備施設数 累計		1施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
	施設定員(人) 累計		100名	240名	240名	240名	240名	240名

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費						
	食糧費						
	一般需用費	消耗品費	25				
	役務費			不動産鑑定評価	100		
	工事請負費						
	委託料	草刈業務委託等	200				
	公有財産購入費						
	負担金補助・交付金	施設整備費等補助	714,025	施設整備費等補助	760,000		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
	新規開設施設定員（人）		100	140	0		南千住六丁目は24年3月開設、町屋7丁目は25年3月開設。 要介護4・5で在宅もしくは介護療養型施設の入所者数
	特養入所定員合計（人）	348	448	588	588	588	
	特養入所待機者数（人）	212	213	207	160	160	

（問題点・課題分析）	<p>癒しの里南千住及びおたけの郷の開設により、必要度の極めて高い入所待機者の解消は概ね可能であるが、依然として多くの入所希望者が存在することから、地域密着型サービスも含めた、他の施設整備も検討する必要がある。</p>
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
入所待機者の減少に向け、特別養護老人ホームに限らず、グループホーム等他の施設整備を推進する。	同左
本事業の実施による効果等を検証するとともに、待機者の推移等を把握し、今後の施設整備等の必要性について検討を行う。	同左
施設整備工事や、開業後の運営にかかる業務（食材、理容、清掃等）について、積極的に区内業者を活用するよう推進する。	同左

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
完了	完了	第5期荒川区高齢者プランの計画どおり整備が完了した。今後は地域密着型施設の整備等を進めていく必要がある。

議会議決事項（要旨）	<p>18年決算特別委員会 19年第4回定例会 20年第1回定例会 22年第2回定例会</p>	<p>新たな特別養護老人ホームの整備について 新たな特別養護老人ホームの整備について 新たな特別養護老人ホームの整備について 看取り・胃ろうへの対応及びショートステイの拡充について</p>
------------	---	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	区外法人立特別養護老人ホーム 建設費補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	早川	内線	2618
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	区外法人立特別養護老人ホーム建設助成費（01-07-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 7年度と10年度		根拠 法令等	区外法人立特養建設助成の実施方法（1回目実施）、区外法人立特養整備費補助要綱（2回目実施）	
終期設定	●有 ○無 27年度と29年度				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	社会福祉法人が区外に設置する特別養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その特別養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区外に設置された優良な特別養護老人ホームへの区民の入所について、区と協定を締結した社会福祉法人				
内容	特別養護老人ホームの整備に係る建設費及び備品整備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を総ベッド数で除した補助単価に、荒川区の確保床数を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。 （1回目実施）平成 7～27年度、6法人6施設30床…下記① （2回目実施）平成10～29年度、6法人6施設33床…下記② } 合計12施設63床				
経過	①第二徳寿園（浄栄会） 5床 補助総額/36,000,000 単価/7,200,000 単年度額/ 900,000 ①ひらお苑（平尾会） 5床 補助総額/20,920,000 単価/4,184,000 単年度額/ 523,000 ①日の出ホーム（芳洋会） 5床 補助総額/27,060,000 単価/5,412,000 単年度額/ 676,500 ①草花苑（溪流会） 5床 補助総額/33,555,000 単価/6,711,000 単年度額/ 838,875 ①杜の園（七日会） 5床 補助総額/32,500,000 単価/6,500,000 単年度額/ 812,500 ①みずほ園（常盤会） 5床 補助総額/32,425,000 単価/6,485,000 単年度額/ 810,625 ②すずうらホーム（清遊の家） 3床 補助総額/20,426,000 単価/6,808,737 単年度額/1,021,000 ②良友園（瑞仁会） 8床 補助総額/28,000,000 単価/3,500,000 単年度額/1,400,000 ②神明園（亀鶴会） 5床 補助総額/28,500,000 単価/5,700,000 単年度額/1,425,000 ②福楽園（豊生会） 7床 補助総額/35,000,000 単価/5,000,000 単年度額/1,750,000 ②越谷なごみの郷（エンゼル福祉会） 5床 補助総額/30,000,000 単価/6,000,000 単年度額/1,500,000 （25年度以降辞退） ②愛全園（同胞互助会） 5床 補助総額/26,182,000 単価/5,236,536 単年度額/1,309,000				
必要性	区内の特別養護老人ホームの入所待機者を減少させるために、区外の特別養護老人ホームにベッドを確保する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） （1回目） 補助総額の半額を各事業年度（平成7・8年度）の事業の出来高に応じて補助し、残りの半額を平成8年度から20年間の分割により補助する。 （2回目以降） 補助総額を20年間の分割により補助する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	11,467	
①決算額（25年度は見込み）	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	12,967	11,467	
②人件費等	598	678	244	262	254	248		
③減価償却費				87	93	97		
【事務分担量】（%）	7	8	3	3	3	3		
合計（①+②+③）	13,565	13,645	13,211	13,316	13,314	13,312	11,467	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	13,565	13,645	13,211	13,316	13,314	13,312	11,467	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	入所者数（延べ人数）	88	75	90	90	90	86	86
	確保ベッド数（床）	63	63	63	63	63	63	63

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
負担金補助及び交付金	平成7～27年度	4,562	4,562	平成7～27年度	4,562	平成7～27年度	4,562
	平成10年～29年度	8,405	8,405	平成10年～29年度	8,405	平成10年～29年度	6,905

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	区外特養新規入所者数（人）	12	13	8	10	11	
②	区外特養待機者数（人）	40	47	33	33	33	
③							

（問題点・課題分析）	介護保険制度の導入に伴い、施設整備費補助に基づく区民の入所枠の確保については、今後施設と継続について協議していく必要がある。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 未実施は、港区、足立区、江戸川区。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	入所した方が安心して暮らし続ける環境を整備する。	20年間の分割補助が、平成27年度と29年度に完了する。完了後の入所について各施設と協議を始めていく必要がある。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	必要性は高く、補助を継続する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム建設費助成	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	早川	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	養護老人ホーム建設助成費（01-11-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	13年度	根拠	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱	
終期設定	●有○無	32年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。				
対象者等	荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会				
内容	<p>養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を補助対象ベッド数54床（総ベッド数60床－荒川区地元枠6床）で除した補助単価に、荒川区の確保床数11床を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p>〔施設概要〕（住所）荒川区南千住3-5-13（敷地面積）725.03㎡（述べ床面積）1704.52㎡（構造）RC造 地下1階 地上4階（総ベッド数）60床（荒川区ベッド数）17床（荒川区枠11床＋地元枠6床）（開設年月日）平成14年4月</p> <p>〔補助金額〕（建設費総額）514,950千円（法人負担額）171,183千円（床単価）3,000千円（補助金総額）33,000千円（3,000千円×11床）</p>				
経過	<p>平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿泊所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。</p> <p>平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。</p> <p>平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。</p>				
必要性	養護老人ホームへ整備費の補助をし、区民の入所枠を確保することは必要なことである。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>平成13年度 一時金 5,680千円（補助金総額33,000千円－一年賦額総額27,320千円）＋年賦金1,366千円（法人借入金136,600千円×2/10÷20年）＝7,046千円</p> <p>平成14～32年度 年賦金1,366千円×19年＝25,954千円</p> <p>合計 33,000千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	
①決算額（25年度は見込み）	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	
②人件費等	598	678	244	262	254	248		
③減価償却費				87	93	97		
【事務分担量】（%）	7	8	3	3	3	3		
合計（①+②+③）	1,964	2,044	1,610	1,715	1,713	1,711	1,366	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,964	2,044	1,610	1,715	1,713	1,711	1,366	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	確保ベッド数（荒川区分措置者数(人)）	17	17	17	17	17	17	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	平成13～32年度 借入額×按分率÷20 136600000×2/10÷20	1,366	平成13～32年度 借入額×按分率÷20 136600000×2/10÷20	1,366	平成13～32年度 借入額×按分率÷20 136600000×2/10÷20

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	入居者延べ人数	18	19	21	19	19	
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所としての課題整理。 ・入所を所管する、高齢者福祉課と連携を密にしていく。 ・養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己の意思により退所する例がある。 ・身体状況から特別養護老人ホームへの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 21 区） 台東区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	低所得の高齢者の住まいへのニーズが高まる中、区民が住みなれた地域で安心して暮らし続ける環境を整備する。	高齢者が増加していく中で、引き続き千寿苑と低所得の高齢者の住まい確保について連携をしていく。
②	当施設は一次、二次避難所で共同生活が困難な人が、安心して避難ができる福祉避難所とするため、施設と連携しながら課題整理を進めていく。	当施設との間で「協定書」を締結し、詳細について検討していく。また避難所運営に必要な、災害備蓄品（食料品・消耗品・備品）について順次配備していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	必要性は高く、補助を継続する。

議 況 (要 質 問 旨 状)	
-----------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	早川	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	区立特別養護老人ホーム経営支援補助（01-08-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	20 年度	根拠法令等	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無		年度		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔I〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援〔02-05〕			
目的	区立特別養護老人ホームは社会経済状況の変化、介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。この様な状況下、法人立の特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設のため補助対象外となっている。このため、利用者サービスの維持・向上等を図るため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。				
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）				
内容	1 交付対象経費及び算定基準 （東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を準用） (1) 基本分 2, 292, 000円（年額） ※ 平成22年度まで3, 275, 000円、平成23年度2, 948, 000円、平成24年度2, 620, 000円、都制度の見直しを勘案し変更。 (2) 定員加算 @2, 700×入所定員×12月 (3) 小規模施設加算（定員50名～59名） @1, 090, 000×12月 2 補助率 1/2 3 交付見込額（平成25年度） (1) グリーンハイム荒川 2, 766, 000円 (2) サンハイム荒川 8, 593, 000円 (3) 花の木ハイム荒川 8, 496, 000円				
経過	14年度まで 区委託料で、区立施設として運営 15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営 16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営 19年度から 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営				
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 年度当初に、補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	—	21,330	21,330	21,330	20,840	20,347	19,855	
①決算額（25年度は見込み）		21,328	21,328	21,328	20,840	20,347	19,855	
②人件費等		1,101	244	262	254	248		
③減価償却費				87	93	97		
【事務分担当量】（%）		13	3	3	3	3		
合計（①+②+③）	0	22,429	21,572	21,677	21,187	20,692	19,855	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	22,429	21,572	21,677	21,187	20,692	19,855	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助対象施設数		3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	20,840	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	20,347	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	19,855

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助施設	3	3	3	3	3	補助施設実績
②							
③							

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> 介護報酬改定により、収支が厳しい状況となっていることから、補助の必要性は高い。 効率的な施設運営等を目的として利用料金制の指定管理者制度を導入しており、収支状況が年々厳しくなる中、区立施設として安定的な経営を担保して行くことが課題である。
他区の実況	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設運営の動向を踏まえながら、事業内容の検討を行う。	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の制度を踏まえながら、事業内容の検討を行う。また、東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の補助金額に変更がある場合は区の経営支援補助金額も見直す。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	特別養護老人ホームは、介護報酬改定や従事職員の処遇など課題が多く、区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、積極的に支援していく必要がある。

議(要旨)問状	
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホームおよび在宅高齢者 通所サービスセンター(SC)管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	早川	内線	2618
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(25年度)	高齢者福祉施設費・事業費(01-12-01)、高齢者福祉施設費・営繕費(01-12-02)、家族介護支援事業費(01-02-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 6 年度		根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例規則	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[I]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	(特養)家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供する。 (SC)在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施する。				
対象者等	①(特養・SC)介護保険法で定める利用基準に該当する者 ②(特養)家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 ③(特養)寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	①(特養)生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること ②(特養)要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関すること ③(特養)診療の補助、看護、保健衛生に関すること ④(特養・SC)日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること ⑤(特養・SC)身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること ⑥(特養・SC)健康管理に関すること ⑦(特養・SC)趣味・いきがい活動に関すること ⑧(SC)自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること ⑨(SC)送迎・入浴サービスの提供に関すること ⑩(SC)利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること				
経過	全ての施設とも、開業時より現在の社会福祉法人へ委託。 12年度から、デイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施。また、通所介護の対象外となる要介護認定で非該当(自立)と判定された者については「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業を通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から、介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。 16年度から、特養とSC併設の3施設(グリーンハイム、花の木ハイム、サンハイム)は、施設を無償貸付。介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払うこととした。 18年度から、SC単独の6施設(町屋、西日暮里、南千住中部、荒川東部、西尾久西部、東日暮里)は指定管理者方式を導入した。 19年度から、特養とSC併設の3施設は、指定管理者方式を導入した。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。また、在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 〔区依頼事項：カッコ内()は25年度予算額(千円)〕 防災備蓄(2700千円)、建築物等定期点検(6349千円)、利用者負担軽減(625千円)、地域交流事業(423千円)、ボランティア育成事業(423千円)、多目的ホール管理費(8301千円)。				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	141,044	88,746	67,961	58,191	40,538	175,450	134,803
	①決算額(25年度は見込み)	126,162	68,447	47,272	42,493	36,273	167,500	134,803
	②人件費等	15,279	15,584	11,561	11,336	9,062	9,996	
	③減価償却費				3,781	3,328	3,905	
	【事務分担量】(%)	179	184	142	130	107	121	
	合計(①+②+③)	141,441	84,031	58,833	57,610	48,663	181,401	134,803
	国(特定財源)	434	656	422	336	648	639	
	都(特定財源)	218	328	211	168	324	319	
	その他(特定財源)	419	328	211	168	324	319	
	一般財源	140,370	82,719	57,989	56,938	47,367	180,124	134,803
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	区立特養定員	206	206	206	206	206	206	206
	区立特養ショートステイ定員	28	28	28	28	28	28	28
	区立ディサービス(一般)定員	335	335	335	335	335	335	335
	区立ディサービス(認知)定員	56	56	56	56	56	56	56

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	指定管理審査委員会	59			指定管理審査委員会ほか	313
	食料費					指定管理審査委員会	7
	消耗品費	AEDパドル	91	AEDパドル	326	AEDパドルほか	103
	委託料	区委託事業	12,992	区委託事業	12,734	区委託事業	18,821
		家族介護教室	1,107	家族介護教室	928	家族介護教室	1,360
	負担金及び交付金	南千住中部防災センター一部負担金	478	南千住中部防災センター一部負担金	632	南千住中部防災センター一部負担金	632
	工事請負費	西尾久西部SC給水・給湯管改修ほか	16,839	花の木ハイム冷暖房機交換ほか	152,880	サンハイム外壁改修ほか	113,567
	備品購入費	荒川東部SC入浴リフト	4,767				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 区立特養稼働率	94.0%	93.4%	94.1%	95.0%	95.0%	
	② 区立特養ショートステイ稼働率	104.4%	105.7%	95.4%	95.0%	100.0%	
	③ 区立デイサービス（一般）稼働率	80.7%	78.4%	75.0%	77.0%	80.0%	
	④ 区立デイサービス（認知）稼働率	58.0%	56.8%	42.8%	45.0%	45.0%	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護報酬改定等による各施設の運営状況を確認していく。 ・ 福祉避難所の整備について、特別養護老人ホーム・在宅高齢者通所サービスセンターと連携しながら整備を進めていく。 ・ 施設の老朽化や人材確保が困難な業界の状況などをサポートしていく必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>江戸川区、葛飾区、足立区は区立施設なし。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	サンハイム、花の木ハイム、荒川東部、西尾久西部、東日暮里では、認知症対応型通所介護を運営している。通所介護（一般デイ）と比較して、利用料金が高等いなどの理由により、稼働率の低下が目立ち、改善が課題となっている。	施設ごとに稼働率に差が出ているため、認知症対応型通所介護を運営している5つの区立施設の情報共有を進める。
②	特別養護老人ホームおよび在宅高齢者通所サービスセンターは一次、二次避難所で共同生活が困難な人が、安心して避難ができる福祉避難所とするため、各施設と連携しながら課題整理を進めていく。	指定管理者との間で「協定書」を締結し、詳細について検討していく。また避難所運営に必要となる、災害備蓄品（食料品・消耗品・備品）について順次配備していく。
③	施設の老朽化に伴い、修繕が必要となっている部分について、指定管理者と連携の上、優先順位をつけて対応していく。	平成24年度内に修繕ができなかった部分については事故等の発生防止に努めながら、引き続き対応していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	施設・設備の老朽化、また大規模災害への対策が求められており、大規模修繕を順次進めていく必要がある。

（要質問状況）	<ul style="list-style-type: none"> 17年三定 利用者負担軽減措置の継続について 18年二定 介護保険改定に伴う施設の減収の実態調査について 19年三定 特養の待機者解消について 20年四定 特養の労働条件と賃金底上げについて 22年二定 看取り・胃ろうへの対応及びショートステイの拡充について 23年予特 理美容ボランティアについて
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンター運営費貸付金	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	角田	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	20 年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンター運営費貸付金要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	24 年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターは社会経済状況の変化、介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。このため、利用者サービスの維持・向上等を図るため、区立特別養護老人ホーム等の運営等に要する経費の一部を貸し付けることにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。				
対象者等	区立特別養護老人ホーム及び在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者（社会福祉法人）				
内容	1 貸付額	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	
	特別養護老人ホームグリーンハイム荒川	59,000千円	59,000千円	30,000千円	
	グリーンハイム荒川SC*	8,000千円	8,000千円		
	南千住中部SC	6,000千円	6,000千円		
	町屋SC	8,000千円	8,000千円		
	西日暮里SC	8,000千円	8,000千円		
	荒川東部SC	9,000千円	3,000千円		
	計	98,000千円	92,000千円	30,000千円	
	※ SC=サービスセンター				
	2 貸付期間、貸付利率	4月1日から翌年3月31日までの1年間、無利子とする。			
経過	15年4月に、委託料による運営から介護保険収入による運営に切り替えた際、法人に介護保険収入が入金される2か月間の資金繰りのために、本来区の歳入とすべき15年2月、3月分の介護保険収入を「預り金」として、法人に貸し付けた。18年度外部監査の指摘を踏まえ、「預り金」については19年度末に廃止し、区の歳入として受入れ、20年度から貸付金として実施した。				
必要性	介護保険収入による運営に切り替えてから10年が経過しており、また、本貸付金を利用する法人に限られていることから平成24年度をもって貸付を終了した。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	—	213,000	213,000	116,870	107,000	30,000	0	
①決算額（25年度は見込み）		98,180	112,180	98,000	92,000	30,000	0	
②人件費等		762	244	262	254	413		
③減価償却費				87	93	161		
【事務分担量】（%）		9	3	3	3	5		
合計（①+②+③）	0	98,942	112,424	98,349	92,347	30,574	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		98,180	112,180	98,000	92,000	30,000		
一般財源	0	762	244	349	347	574	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	貸付実施施設数	—	6施設	7施設	6施設	6施設	1施設	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		貸付金	高齢者福祉施設貸付金	92,000	高齢者福祉施設貸付金	30,000	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	貸付施設数（件）	6	6	1	0	0	
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	
他区の実況	（実施 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	介護保険収入による運営に切り替えてから10年が経過しており、また、本貸付金を利用する法人が限られていることから平成24年度をもって貸付を終了した。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	都市型軽費老人ホーム整備促進事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	角田	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	22年度	根拠法令等	老人福祉法	
終期設定	●有 ○無	24年度			
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	低所得の高齢者が、住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けることが出来るよう、国及び都の補助制度を活用し、民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備を促進する。				
対象者等	①荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱に定める、都市型軽費老人ホームを整備しようとする事業者。 ②区は、都や国の補助金を活用（10/10補助）し、施設を整備する事業者に整備費を補助する。				
内容	①入所対象者：身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な、60歳以上の高齢者。 ②施設の概要：定員20人以下。個室面積7.43平米以上。食堂や浴室、宿直室等を設置。施設長・生活相談員1人（兼務可）。 ③利用料：月11万円程度※生活保護受給者が利用できる程度。 ④設置可能地域：23区、武蔵野市、三鷹市の一部。 ⑤整備費補助：○創設・買取・・・@3,000千円×定員数 ○改修・・・@2,100千円×定員数				
経過	①平成22年4月 厚生労働省省令改正 従来の軽費老人ホームについて基準緩和を行い、都市型軽費老人ホームが設置可能となる。 ②平成22年6月 従来の国の補助金に加え、都の整備費補助事業が22年度から24年度までの3カ年を整備期間として開始される。 ③平成23年1月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定				
必要性	低所得の高齢者が、住みなれた地域で安心・安全に暮らせる施設を整備する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 計画施設 ① ほくと西尾久虹の家（西尾久八丁目・平成24年2月開設・定員9名） ② くつろぎの家（荒川一丁目・平成24年6月1日開設・定員10名） ③ ケアハウス町屋（町屋一丁目・平成24年9月1日開設・定員20名） ④ はなまるハウス南千住（南千住六丁目・平成25年5月1日開設・定員20名） ⑤ ケアハウス西尾久（西尾久七丁目・平成25年5月15日開設・定員20名） ※ 補助予定額 各施設 @3,000千円×定員数				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額				270	194,730	229,800	0	
①決算額（25年度は見込み）				270	77,730	159,000	0	
②人件費等				872	7,707	7,022		
③減価償却費				291	2,830	2,743		
【事務分担当】（%）				10	91	85		
合計（①+②+③）	0	0	0	1,433	88,267	168,765	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）				270	77,730	159,000	0	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	1,163	10,537	9,765	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	施設数					1	3	5
	定員（人）					9	39	79

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	負担金補助及び交付金	都市型軽費老人ホーム整備	77,730	都市型軽費老人ホーム整備	159,000		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	施設数	—	1	3	5	5	計画どおり整備済。
②	定員数（人）		9	39	79	79	
③							

（問題点・課題）	①施設整備計画については充足したため、今後は入所調整の方法について、事業者と協議しながら具体的手法を確立していく必要がある。 ②入所者の特徴や地域間の差などを把握し、施設が都市型への入所の継続が困難な方など個別ケースについて適切な対応を行い、安定的に運営できるよう配慮する必要がある。
	他区の実況 （実施 9 区 未実施 13 区） 平成25年5月15日現在で開設している区 足立区、世田谷区、江東区、墨田区、中野区、新宿区、渋谷区、大田区、練馬区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成25年5月に開設した2施設について、都市型軽費老人ホームの入所に関する指針に基づき、入所調整等の手続きを合理的かつ効果的に行うことにより早期に高い利用率を確保する。	入所者の入所者調整を合理的かつ効果的に行うことにより、入居待機者を効率的に受け入れ、施設の利用を促進することで、安定的な運営に資する。
②	都市型軽費老人ホームに入所継続が困難な場合等について、他部署や他事業所と連携し施設が適切な対応を円滑に行えるよう配慮する。	
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	5か所定員79人分の整備が完了した。入居状況等のニーズを見極め、今後のあり方について検討していく。

（状況）	22年四定 都市型軽費老人ホームと生活保護対象者の入居の考え方について
------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	福祉避難所整備事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	阿部
		担当者名	嶋林	内線	2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	福祉避難所整備事業費（01-25-01）				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	25 年度	根拠	災害対策基本法、荒川区地域防災計画	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区避難所運営基準	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった、高齢者や障がい者のうち要介護度や障害の程度が高く、一次、二次避難所での生活が困難な避難者が避難するための福祉避難所を整備する。				
対象者等	[福祉避難所指定予定施設]（高齢者の福祉避難所のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンハイム荒川 ・ 南千住中部サービスセンター ・ 西尾久西部サービスセンター ・ 町屋サービスセンター ・ おたけの郷 ・ サンハイム荒川 ・ 荒川東部サービスセンター（老人福祉センター） ・ 東日暮里サービスセンター ・ 信愛のぞみの郷 ・ 癒しの里南千住 ・ 花の木ハイム荒川 ・ 西日暮里サービスセンター ・ さくら館 ・ 養護老人ホーム千寿苑 				
内容	荒川区地域防災計画に基づき、高齢者の福祉避難所として14施設（収容人数約600人）を、また、障がい者の福祉避難所として13施設（収容人数約800人）を整備していく。 平成25年度については、各福祉避難所指定予定施設の指定管理者との間で、「協定書」を締結し、詳細について検討していく。 また、避難所運営に必要となる、災害備蓄物品（食料品・消耗品・備品）について順次配備していく。				
経過	平成24年7月 福祉避難所指定予定施設 施設長会議 平成25年 荒川区地域防災計画修正 平成25年 指定管理者との「協定書」締結 平成25年 災害備蓄物品の配備				
必要性	平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震による東京の被害想定」からも、最大被害時における区内の避難者数は94,000人を超えると想定されており、中でも災害弱者となる高齢者や障がい者の避難する福祉避難所の整備は急務となっている。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） [平成25年度] 指定管理者との調整の上、「協定書」を締結。 各施設の避難想定者数を勘案し、必要な食料品、消耗品、備品類を配備。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額							13,440	
①決算額（25年度は見込み）							13,440	
②人件費等						3,304		
③減価償却費						1,291		
【事務分担量】（%）						40		
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	4,595	13,440	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	4,595	13,440	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	収容可能人員							600

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算見込み）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
1 1 需用費						食料品	6,324
						消耗品	2,349
1 8 備品購入費						災害用備品	4,767

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	収容可能人員				600	-	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	福祉避難所の整備においては、指定管理者との連携や災害備蓄品の配備のみならず、避難所運営にかかるマンパワーの確保や防災無線などの連絡体制の整備、ケアプランや見守り名簿の整理など、多くの課題を整理する必要がある。
	他区の実況 (実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	福祉避難所の運営に必要なマンパワーの供給策を民間事業者の協力等も視野に入れ、区と指定管理者が連携のもと検討していく。	左記検討結果をもとに、マンパワー確保の具体策を構築し、関係機関との協定を結ぶなど、具体的整備を進めていく。
②	区と各福祉避難所の指定管理者との役割分担の明確化を図り、これを踏まえ「協定書」を締結する。	
③	災害時のハード面での連絡体制を確保するため、連絡体制を有していない施設について、防災無線等の設備機器を配置する。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会を形成するため、必要不可欠な事業であり、必要性が極めて高い。

議会議決 (要旨)	
--------------	--